

みやこ

京・地域福祉推進指針の 策定に当たって

京都市長

門川 大作



子どもたちの見守りや地域のお祭り、消防団・水防団やまちの美化などの御活動…。様々な現場で地域のために尽力しておられる皆様のお姿に触れる度、「地域の子どもは地域で育てる」「自分たちのまちは自分たちで守る」といった崇高なお志がしっかりと受け継がれ、今も地域の皆様の暮らしを支えていることを実感します。

しかし近年、少子高齢化や家族形態の変化などに伴い、暮らしの困りごととも複雑化・多様化する中、複数の問題を抱えかねない御家庭や、社会とつながりづらく適切な支援を受けられない方々の増加が懸念されています。こうした状況にあっても、京都が誇る「地域力」「人間力」を最大限に活かし、子どもから御高齢の方まで全ての人がいきいきと命を輝かせるまちを未来につないでいかなければならない。そうした思いの下、この度、「京・^{みやこ}地域福祉推進指針」を改定し、新たに策定いたしました。

本指針では、これまでから地域の皆様が進めてこられた支え合いの御活動を更に促進するとともに、多様な活動団体との協働により、地域における「気づき・つなぎ・支える」力を高めていただくことを目指しています。同時に、行政や関係機関が分野横断的に連携することで、支援体制の更なる充実を図ることとしています。

この新たな指針に基づき、世代や分野を超えて全ての人や団体が、地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現に向け、市民の皆様と力を合わせて取り組んでまいります。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本指針の策定に当たり多大な御協力をいただきました京都市社会福祉審議会の皆様、貴重な御意見や御提案をいただきました市民の皆様、並びに全ての関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

2019年3月



第1章 京・地域福祉推進指針について

1. 本市の地域福祉の基本的な考え方	2
2. 指針が目指す姿	3
3. 指針の位置付け	4
4. 本市の総合計画との関係性	7
5. 他の福祉分野の計画との関係性	8

第2章 本市の地域福祉を取り巻く状況

1. 各種統計資料	10
2. 市政総合アンケート	17
3. 民生児童委員に関する調査	21

第3章 改定の背景・趣旨

1. 前指針の取組状況	26
2. 改定にあたっての視点	27

第4章 指針の体系

1. 基本理念，重点目標，推進項目	30
2. 指針の取組項目	34
3. 成年後見制度利用促進計画	50

第5章 指針の推進・評価体制

1. 推進期間	54
2. 推進・評価体制	54

第6章 参考資料

1. 京都市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿	56
2. 指針の改定作業経過	57
3. 用語解説	58



第1章

京・地域福祉推進指針 について

1. 本市の地域福祉の基本的な考え方	2
2. 指針が目指す姿	3
3. 指針の位置付け	4
4. 本市の総合計画との関係性	7
5. 他の福祉分野の計画との関係性	8

第1章

京・地域福祉推進指針について

1. 本市の地域福祉の基本的な考え方

「地域福祉」は、日々の暮らしの場である身近な「地域」で生じる様々な課題の解決に向け、地域のことを最もよく知っている「住民」自らが手立てを考え、世代や分野に捉われず、行政や地域福祉を推進する様々な関係組織と共に取組を展開するといった、地域の知恵と力を結集させて生み出され、前進していくものといえます。また、単に福祉的な課題を解決するだけではなく、住民が集い、活動することで住民同士のつながりが強くなり、コミュニティが活性化する、つまり同時に「まちの活性化」に結びつく可能性も大いに含んでいます。

「地域」で生じる様々な課題に対して、住民や関係機関、行政等の多様な構成員が、それぞれに活動するだけではなく、多くの住民参加のもと、地域の関係機関が連携し、地域の課題を共有し、それぞれの強みを活かしながら協働できれば、課題の解決に向け、大きな力を生み出すことができます。

そして、こうした協働の取組を通じて、支援が必要な方が行政や関係機関につながり、公的なサービスが届きやすくなることで、さらに暮らしやすい地域をつくることができます。

本市では、分野ごとの計画に基づき、サービスの内容・種類の拡充や相談支援体制の整備に取り組むとともに、住民の主体的な取組を支えるための様々な施策や事業を進めてきました。今後も、それら分野ごとの施策が地域で効果的に展開され、住民の生活が一層充実したものになるよう、取組を進めていく必要があります。

また、地域で生じる生活課題は、単一の分野のサービスによって解決できるものとは限りません。近年の家族形態や雇用形態の変化等により、生活課題の複雑化、多様化はますます進んでいる状況です。そうした課題に対しては、総合的に支援が提供できる仕組みづくりが必要です。

本市では、地域住民を主体として、多くの人が地域に関わり、地域をより良くする、課題を抱えた方に寄り添うという考えや想いのもと、「優しさのあふれる」協働の取組を推進していきます。

「京都の地域力」＝京都の強み！

京都は、古くは町衆の登場から始まり、明治2年には、全国初の学区制小学校「番組小学校」が創設されて以降、学区単位の地域コミュニティが全国に先駆けて成立し、今も脈々と引き継がれています。番組小学校は、学校の機能だけでなく、徴税、戸籍、消防、警察などの機能も設置されたほか、自治会・町内会の拠点にもなっていました。

この番組小学校の建設、運営費には、子どもがいる、いないに関わらず、家の中のかまどの竈の数に応じて地域の方々がお金を出し合った「かまどきん竈金」が充てられ、地域ぐるみで子ども達を育てるという竈金の精神が培われ、現在まで「京都の地域力」として受け継がれています。



日本最初の小学校

2. 指針が目指す姿

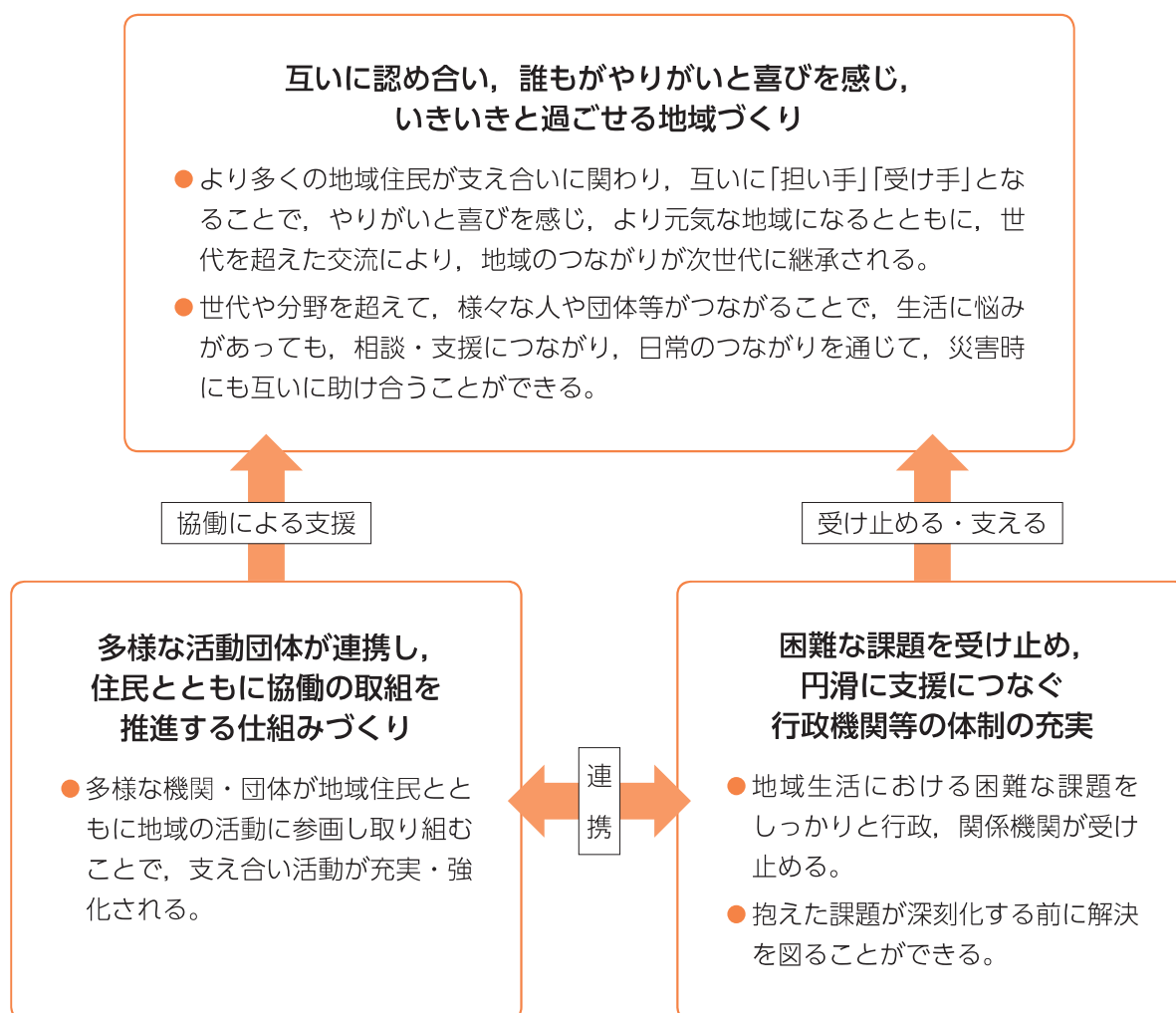
「京・地域福祉推進指針」は、地域福祉が基本とする住民主体の取組を更に充実させるとともに、各分野の施策をより効果的に展開する方向性を指し示すものです。

新たな「京・地域福祉推進指針」では、これまでの指針が目指してきた「**優しさのあふれるまちづくり**」の理念を引き継ぎつつ、住民自治の伝統の下で「**文化**」として根付く「**京都の地域力**」を活かし、世代や分野を超えて、全ての人々や団体が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる社会(地域共生社会)を目指し、基本理念を次のとおり設定します。

基本理念

京都の地域力を活かし優しさのあふれる共生の文化を推進する

この基本理念の実現に向け、今後本市が目指す3つの姿を掲げます。



3. 指針の位置付け

本指針は、福祉分野に限らず、あらゆる関係者が地域づくりをキーワードに横につながり、ともに取り組む京都ならではの共生の文化を推進するために策定するものであり、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として位置付けます。また、成年後見制度の利用促進に関する内容については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく、本市における成年後見制度利用促進計画として位置付けます。



「市町村地域福祉計画」について

社会福祉法の改正(P.5参照)により、市町村は地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項等を定めることとされました。

＜社会福祉法(抜粋)＞

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



「成年後見制度利用促進計画」について

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項において、市町村は国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

なお、国の基本計画は、同法第12条第1項に基づいて、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成29年度から概ね5年間の「成年後見制度利用促進基本計画」として策定され、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画として位置付けられています。

<成年後見制度の利用の促進に関する法律(抜粋)>

第12条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

社会福祉法の改正

<改正社会福祉法の概要>

国においては、子ども、高齢者、障害のある方など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉法が改正(平成30年4月1日施行)され、地域の課題解決に向けた支援が、地域住民や福祉の関係機関の連携のもとで包括的に提供されることを目指すとされました。

1 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民及びその世帯が抱える複合的な生活課題について、地域住民や福祉関係者による把握、関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

2 市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 関係機関等が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3 地域福祉計画の充実

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項等を定める。

<改正社会福祉法において求められているもの>

主体・条項	役 割 等
「地域住民等」 ・ 地域住民 ・ 事業者 ・ 社会福祉活動者 第4条第1項 第4条第2項	地域住民，社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉活動を行う者(以下「地域住民等」)は，相互に協力し，福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会の一員として，日常生活を営み，社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう，<u>地域福祉の推進に努める。</u>(努力義務) 地域住民等は，地域福祉の推進にあたっては，福祉サービスを必要とする地域住民(本人)のみならず，①世帯全体に着目し，②福祉，介護，保健医療に関わらない地域社会からの孤立も含めた<u>地域生活課題を</u>，③<u>支援関係機関と連携</u>して，課題の解決を図るよう特に留意する。
相談支援機関 第106条の2	複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため，<u>地域の子育て支援拠点や地域包括支援センター，障害者相談支援事業所など福祉の各分野における相談支援事業者が，自ら解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には，必要に応じて適切な支援関係機関につなぐ。</u>(努力義務)
市町村 第106条の3	地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供されるよう体制を整備する。(努力義務) ①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備 ②身近な地域で地域住民の相談を分野を問わず包括的に受け止める場の整備 ③相談支援機関が協働して，課題の解決が図られる包括的な支援体制の整備

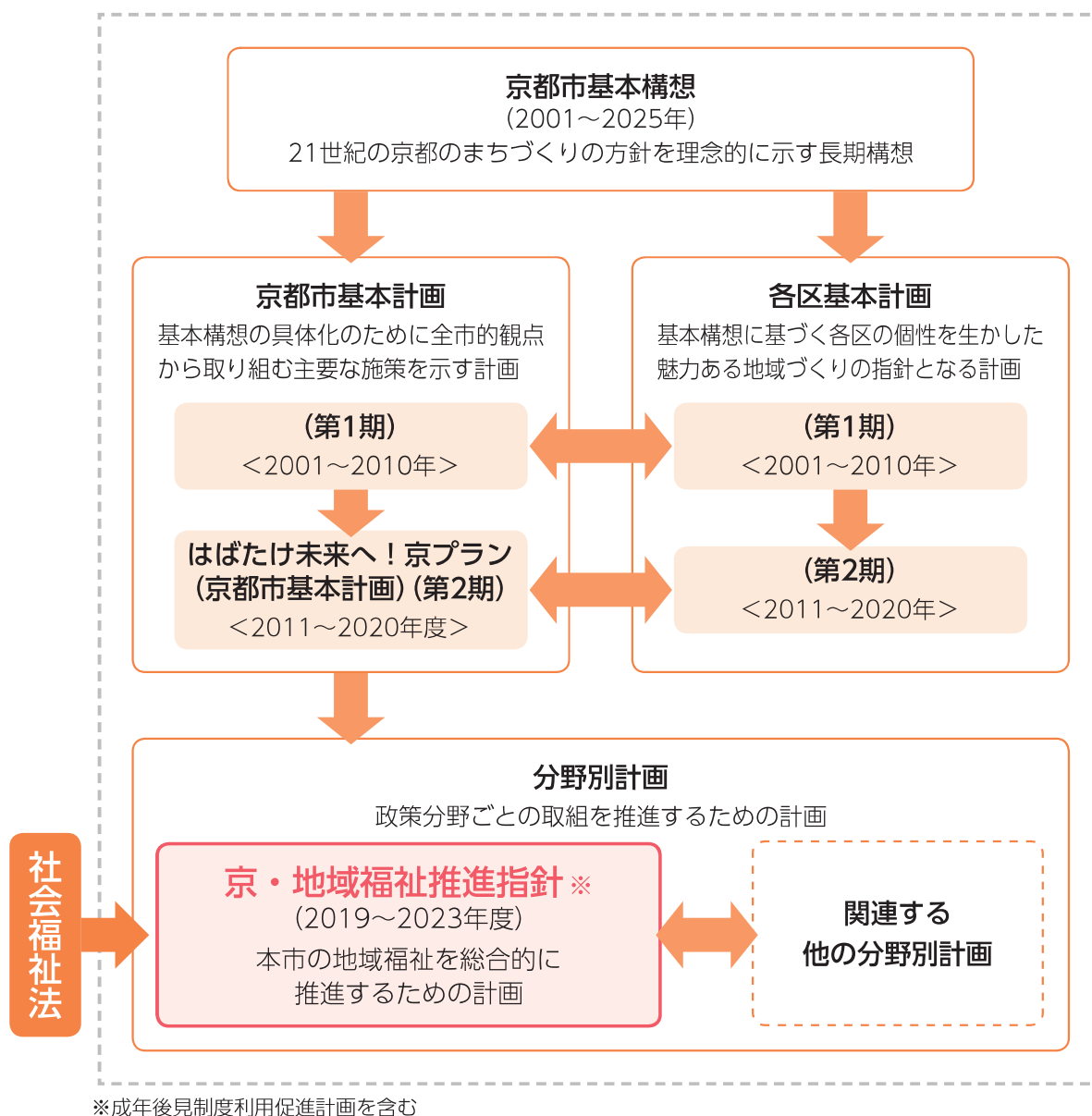


社会福祉法人の「地域における公益的な取組」

平成28年4月から，社会福祉法人が地域づくりの取組と連携し地域に貢献する「地域における公益的な取組」が法人の責務とされている。(社会福祉法第24条第2項)

4. 本市の総合計画との関係性

本指針は、京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」の分野別計画の一つとして策定するとともに、地域住民のつながりの強化により、社会情勢の変化や災害に強い持続可能なまちづくりに取り組むことで、「京都市レジリエンス戦略」の推進や、国際目標であるSDGsの達成に積極的に貢献します。



「京都市レジリエンス戦略」

自然災害などの突発的な危機や、人口減少、地域コミュニティの希薄化のような都市の内部で進行する問題に粘り強く対処し、克服し、より良く再生する能力を備えた都市（レジリエント・シティ）の実現に向けた取組指針



「SDGs」(エスディージーズ)

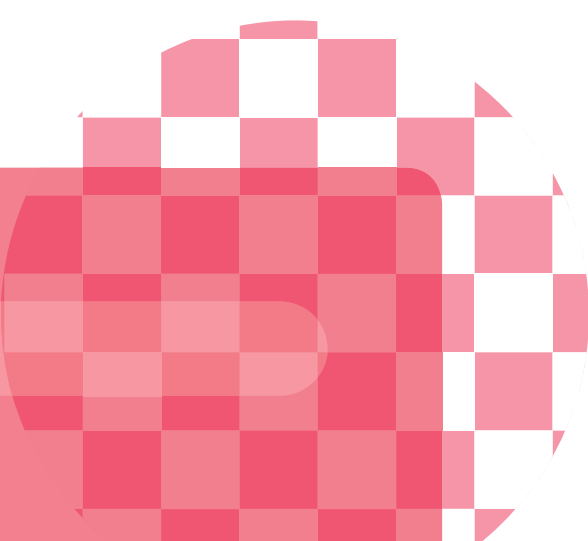
国連において、気候変動、自然災害、生物多様性、紛争などの地球的課題解決に向けた2030年までの国際目標として定められた「持続可能な開発目標」。「誰一人取り残さない」を根本理念に「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」等、17の目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。

5. 他の福祉分野の計画との関係性

本市では、支援を必要とする対象者に応じて、分野別計画を策定し、各種施策を展開しています。

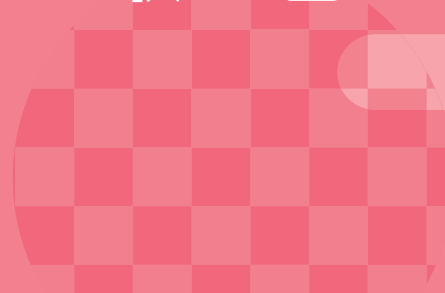
本指針は、これらの計画に共通する地域福祉の理念や、分野を超えて一体的に取り組むことが効果的な施策の方向性を定めるものとして策定するものであり、当該指針に掲げる理念や取組の方向性を基に、関係部局や関係機関等が地域福祉の視点を持ち、各分野別計画に基づき、具体的に取組を進めていきます。





第2章

本市の地域福祉を 取り巻く状況



1. 各種統計資料	10
2. 市政総合アンケート	17
3. 民生児童委員に関する調査	21

第2章

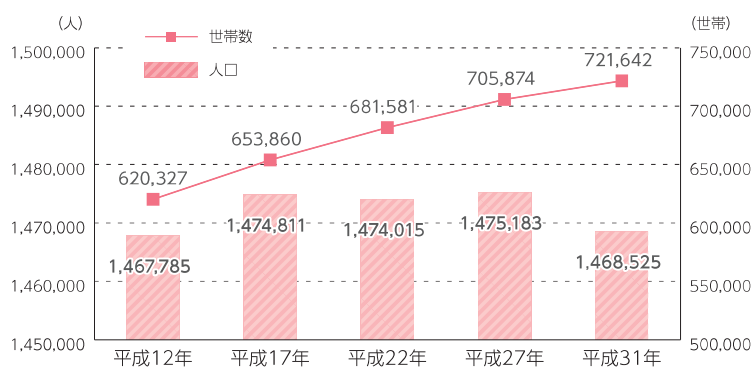
本市の地域福祉を取り巻く状況

1. 各種統計資料

(1) 市内人口及び世帯数、家族形態に関するデータ

本市の人口はほぼ横ばいで推移していますが、世帯数は増加し、世帯規模は縮小の傾向にあり、核家族世帯、単独世帯数は増加し続けています。

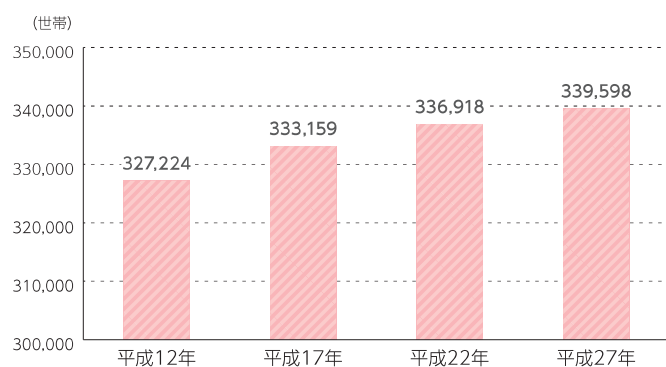
① 市内人口及び世帯数の推移(京都市)



一般世帯における
1世帯あたりの人員
・平成17年 2.24
・平成22年 2.13
・平成27年 2.05

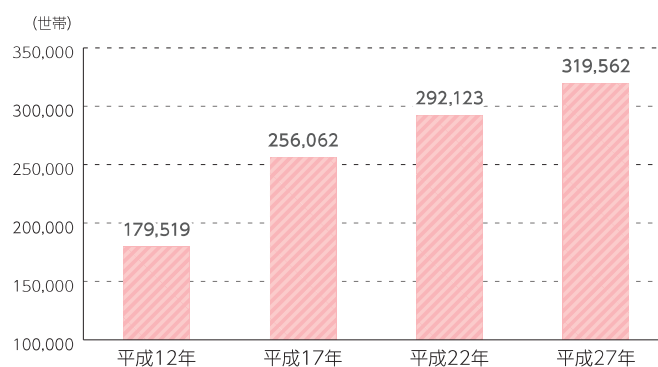
資料：平成12年～平成27年 国勢調査
平成31年 京都市(国勢調査結果
の人口に住民基本台帳の異動を反
映させた1月1日時点の推計人口)

② 核家族世帯数の推移(京都市)



資料：国勢調査

③ 単独世帯数の推移(京都市)

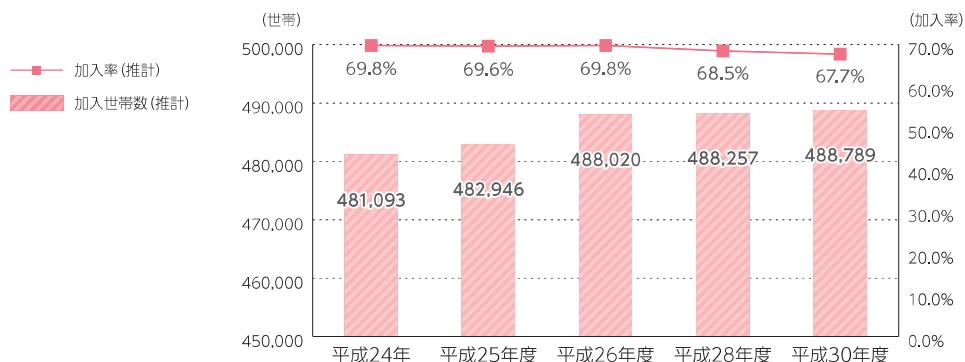


(2) 自治会・町内会に関するデータ

(文化市民局地域自治推進室 平成30年度自治会・町内会アンケートから一部抜粋)

自治会・町内会の加入世帯数は増加していますが、加入率は改善しない状況にあります。

① 自治会・町内会の加入率(京都市)



② 地域(自治会・町内会など)における「子育てのしやすさ・高齢者の住みやすさ」

よくあてはまる	16.1%
少しあてはまる	21.4%
どちらとも言えない	25.5%
あまりあてはまらない	15.1%
全くあてはまらない	16.5%
無回答	5.4%

「よくあてはまる」「少しあてはまる」を合わせると、約4割(37.5%)の方が子育てがしやすい・高齢者が住みやすいと感じておられるものの、「どちらとも言えない」「あまりあてはまらない」「全くあてはまらない」と答えた方は、約6割(57.1%)となっています。

③ 学区・元学区における地域活動

ある程度行われている	17.7%
たまに行われている	18.4%
どちらとも言えない	25.6%
あまり行われていない	15.1%
ほとんど行われていない	17.8%
無回答	5.4%

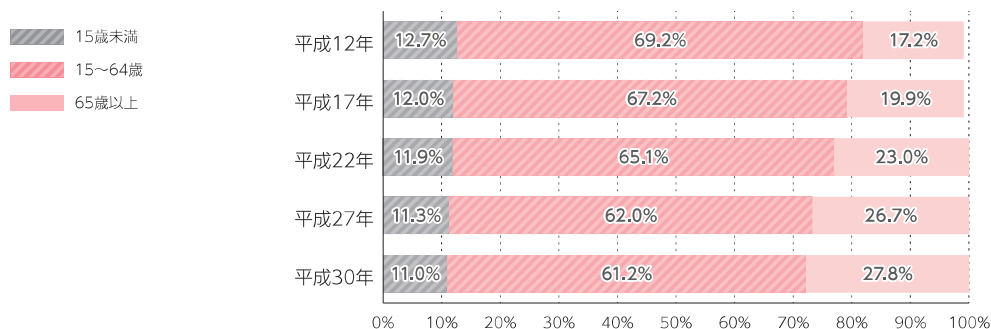
「ある程度行われている」「たまに行われている」が約4割(36.1%)となっています。

(3) 高齢化に関するデータ

15歳未満及び15歳～64歳の人口割合が減少する一方で、65歳以上人口の割合は増加し続けており、ひとり暮らしの高齢世帯・夫婦のみの高齢世帯や要介護(要支援)認定者も増加しています。

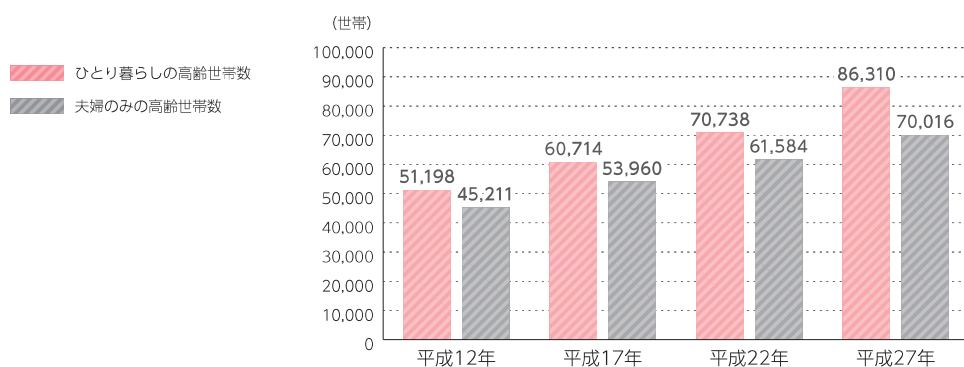
また、本市における平均寿命は男女ともに上昇しています。

① 年齢3区分別人口の比率の推移(京都市)



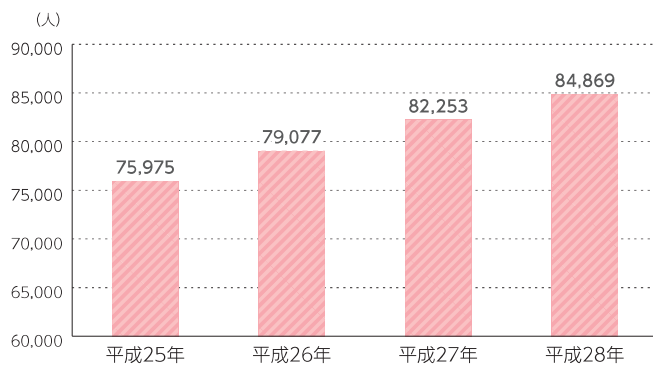
資料：平成12年～平成27年 国勢調査
平成30年 京都市(国勢調査結果の人口に住民基本台帳の異動を反映させた10月1日時点の推計人口)

② 65歳以上のひとり暮らしの高齢世帯数及び高齢夫婦世帯数の推移(京都市)



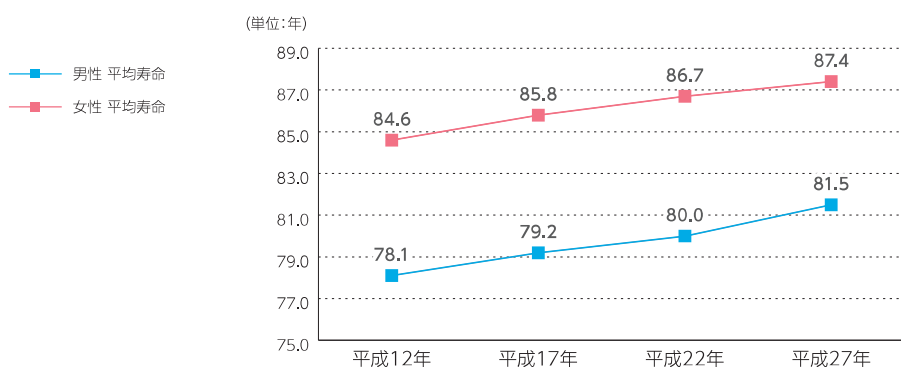
資料：国勢調査

③ 要介護・要支援 認定者数(京都市)



資料：京都市

④ 男女別の平均寿命(京都市)

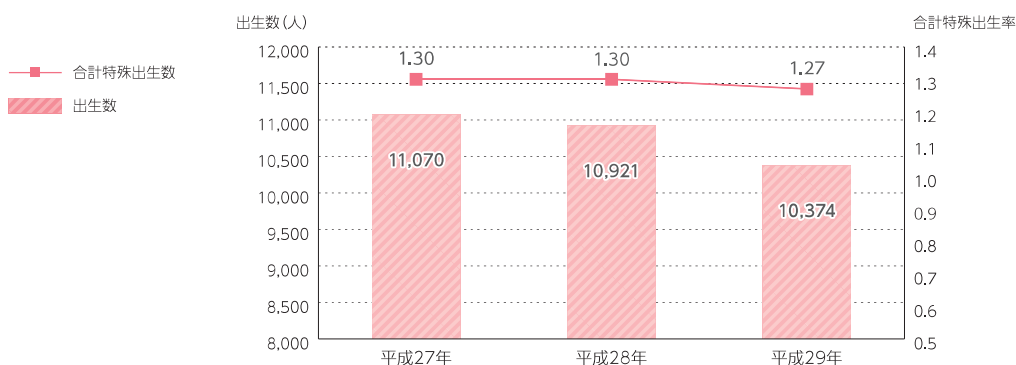


資料：厚生労働省 平成27年市区町村生命表

(4) 少子化に関するデータ

女性人口及び出生数ともに減少傾向にある中、合計特殊出生率は横ばいの状況となっています。母親の年齢別の出生率では、どの年齢層も減少傾向にある中で、平成27年と平成28年の間で、35歳～39歳の年齢層の出生率が増加しています。

① 出生数及び合計特殊出生率の推移(京都市)



資料：京都市

② 年齢別の出生率(京都市)

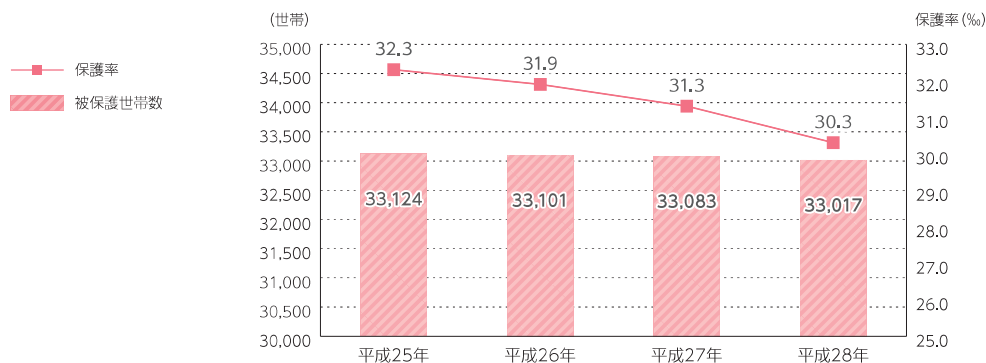
母の年齢階級	出生数(人)			女性人口(人)			合計特殊出生率		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成27年	平成28年	平成29年	平成27年	平成28年	平成29年
合計	11,070	10,921	10,374	301,938	300,683	296,886	1.30	1.30	1.27
15～19歳	108	120	89	30,791	30,719	30,584	0.02	0.02	0.01
20～24歳	801	710	678	36,903	37,100	37,104	0.11	0.10	0.09
25～29歳	2,668	2,517	2,418	39,802	38,767	37,875	0.34	0.32	0.32
30～34歳	4,126	3,987	3,864	42,222	41,437	40,547	0.49	0.48	0.48
35～39歳	2,684	2,845	2,607	47,122	45,278	43,868	0.28	0.31	0.30
40～44歳	662	712	687	55,651	54,891	53,142	0.06	0.06	0.06
45～49歳	21	30	31	49,447	52,491	53,766	0.00	0.00	0.00

資料：京都市

(5) 生活困窮に関するデータ

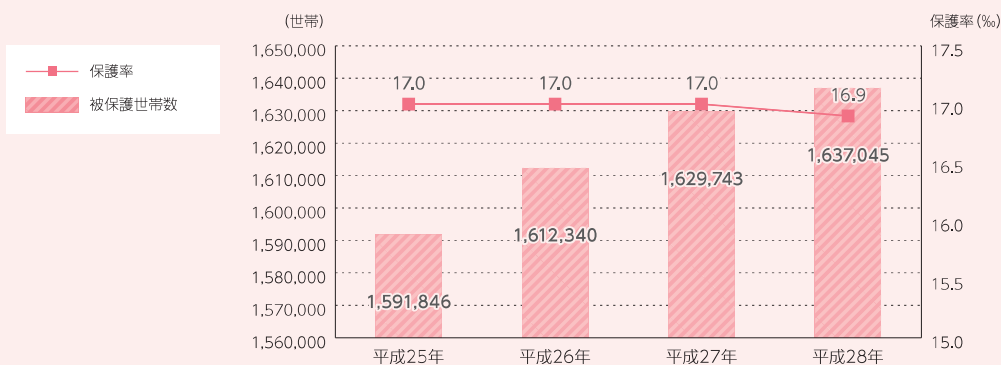
本市の生活保護率は減少傾向にありますが、全国と比べると依然高い状況にあります。また、非正規雇用者数も年々増加しています。

① 生活保護被保護世帯数及び保護率推移(京都市)



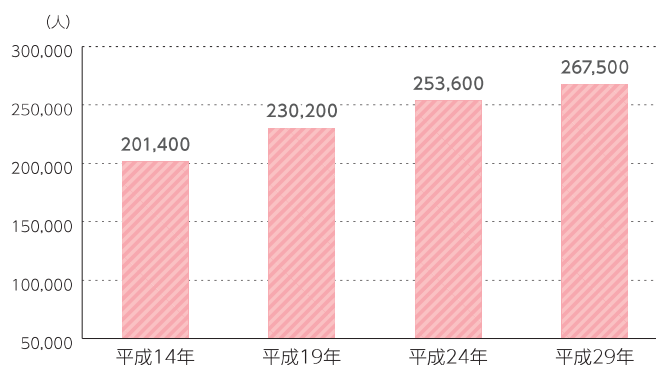
資料：京都市

生活保護被保護世帯数及び保護率の推移(全国)



資料：厚生労働省

② 非正規雇用者数の推移(京都市)

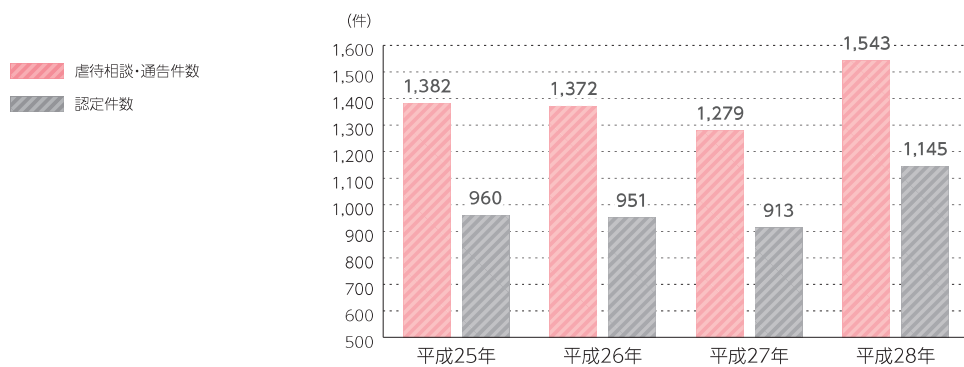


資料：総務省統計局「就業構造基本統計」

(6) 虐待相談・通告等に関するデータ

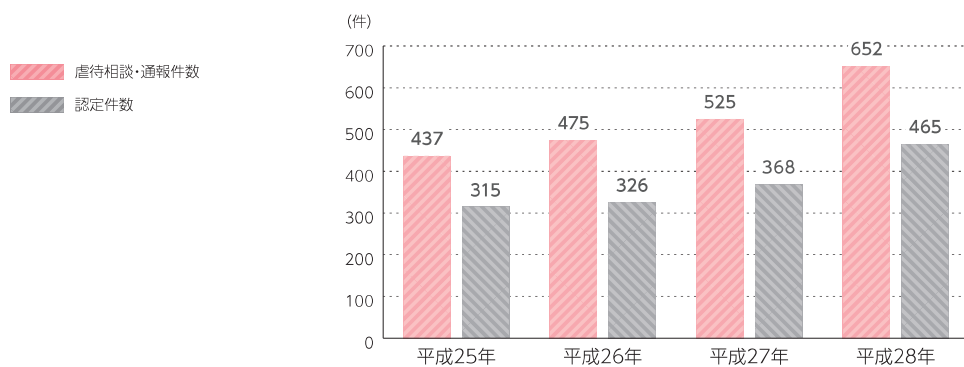
児童・高齢者の虐待相談・通告等の件数及び認定件数は増加傾向にあります。

① 児童虐待相談・通告件数及び認定件数の推移(京都市)



資料：京都市

② 高齢者虐待相談・通報件数及び認定件数の推移(京都市)

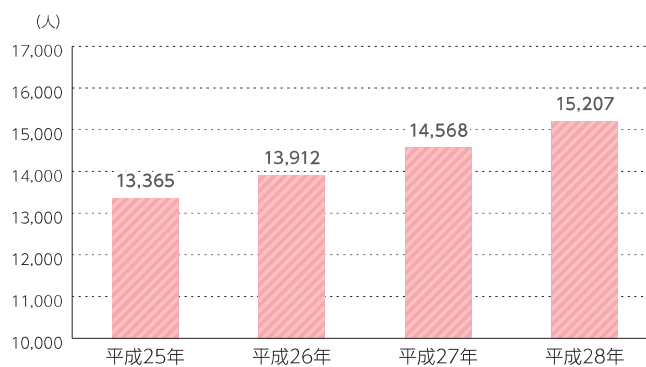


資料：京都市

(7) 障害のある方に関するデータ

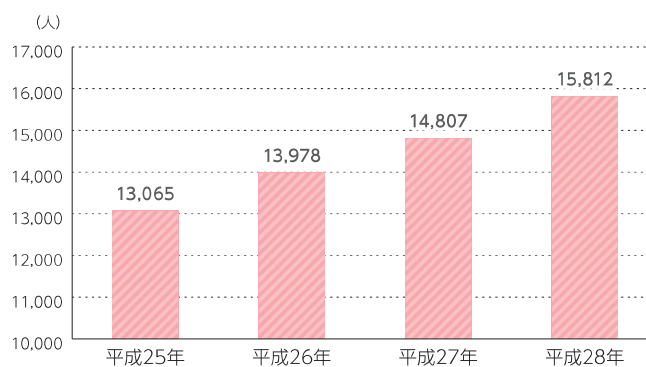
身体障害者手帳の交付件数のみ、減少傾向にあります。療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付件数は増加しています。

① 療育手帳交付件数の推移(京都市)



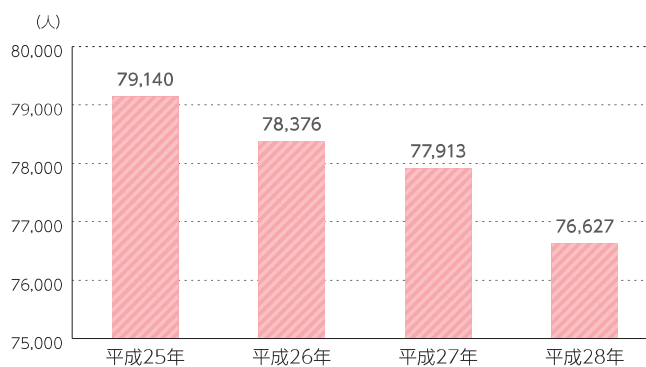
資料：京都市

② 精神障害者保健福祉手帳交付件数の推移(京都市)



資料：京都市

③ 身体障害者手帳交付件数の推移(京都市)



資料：京都市

2. 市政総合アンケート

本市の地域福祉に関する課題や市民の意識を把握するため、平成29年度第2回市政総合アンケートにおいて、「地域における生活課題や支え合い活動に関する意識調査」を実施しました。（調査結果から、一部抜粋して掲載しています。）

調査対象：18歳以上の市民4,000人（住民基本台帳から無作為抽出）

調査期間：平成30年1月9日～平成30年1月23日

回収状況：回収数 1,574（回収率39.35%）

地域のつながりの状況

(1) 自分のまちとを感じる地域

1	小学校の校区	13.0%
2	自治会(町内会)の地域	12.7%
3	住まいの行政区	12.1%
4	中学校の校区	1.8%

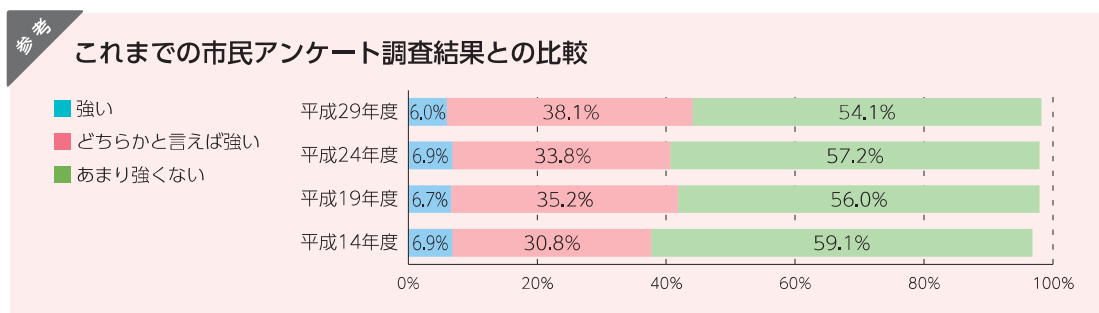
・京都市 37.2%
・特にない 17.5%

(2) 近所づきあいの程度

1	あいさつをする程度	43.8%
2	立ち話をする程度	28.3%
3	ほとんど付き合いはない	11.4%
4	困ったときに相談したり，助け合える程度	9.3%
5	互いの家を行き来する程度	4.6%

(3) 住まいの地域は，住民同士のつながりの強い地域だと思うか。

1	強い	6.0%
2	どちらかと言えば強い	38.1%
3	あまり強くない	54.1%



「強い」「どちらかと言えば強い」と答えた方の割合が，これまで指針の改定毎に行ってきた市民アンケートの調査結果と比較すると，過去最高(44.1%)となっています。

(4) (3)において、住民同士のつながりが「強い」「どちらかと言えば強い」と答えた理由（複数回答）

1	挨拶などの顔が見える関係がある	34.1%
2	運動会や盆踊りなどの地域行事に多くの住民が参加している	25.5%
3	自治会（町内会）活動が活発	17.0%
4	地域活動の中心となる人がある	9.4%
5	近所づきあいが盛ん	8.0%
6	地域のサークル活動が充実	4.7%

地域のつながりの状況において、自分のまちとを感じる地域は、「京都市」を除くと小学校や自治会（町内会）といった生活に身近な地域の割合が高くなっています。また、「住民同士のつながりが強い」「どちらかと言えば強い」と答えた理由として、「挨拶などの顔が見える関係がある」が最も高いことから、そうした関係性を身近な地域でつくっていくことが、地域や住民同士の日常的なつながりを強める、第一歩と考えられます。

地域における生活課題について

(5) 身近な地域の問題や課題意識（複数回答）

1	高齢者に関すること（介護、認知症対策、生きがいづくり、見守りなど）	55.3%
2	防災や防犯に関すること（交通安全、子どもの見守り、防災訓練など）	44.0%
3	地域のつながり（活動）に関すること（近所づきあい、人と人との関係が希薄、自治会の加入率など）	32.8%
4	子どもに関すること（育児不安、子育て支援、教育、遊び場づくりなど）	29.5%
5	健康づくりに関すること（健康の保持、食育、生活習慣病など）	23.9%
6	障害児・者に関すること（地域での生活支援・活動支援、障害への理解促進など）	16.4%

(6) 住みよい地域を実現していくうえで必要となること

1	気軽に相談できる場所や窓口があること	16.1%
2	地域のつながりを強めること（近所づきあい、自治会の加入促進など）	10.5%
3	いざという時に相談できる人（場所）の確保	9.2%
4	地域で住民が気軽に交流できる機会（場所など）を増やすこと	7.5%
5	配慮を必要とする方への見守りや手助け	6.0%
6	地域でどのような活動が行われているかの情報	5.8%
7	若い世代と高齢者といった多世代の交流を増やすこと	4.7%
8	若い世代が地域の活動に参加すること	4.4%
9	地域で活動の中心となる人（担い手）を増やすこと	3.8%

(7) 日常生活で地域の人に手助けしてほしいこと（複数回答）

1	日常の見守り・声かけ	25.5%
2	病気の時の看病や世話	8.5%
3	悩みや心配事の相談	8.2%
4	世間話などの話し相手	8.1%
5	ごみ出しなどのちょっとした家事	5.3%
6	子どもの預かり，世話	5.0%
7	買い物などの手伝い	4.2%
8	家の中の掃除や洗濯	3.6%
9	通院などの外出時の付添い	2.5%

身近な地域での問題や課題意識では、「高齢者に関すること」に次いで、「防災・防犯に関すること」も高い割合になっています。さらに、「地域のつながりに関すること」についても、市民の課題意識が高いことが読み取れます。また、住みよい地域の実現に向けては、「地域で気軽に相談できる場所や窓口がある」ことが一番高い割合となっています。

地域での支え合い活動・ボランティア活動について

(8) 地域の活動やボランティア活動に参加したことがあるか。（複数回答）

1	自治会・町内会の活動	46.5%
2	お祭りやイベントに関する活動	29.6%
3	防災や防犯に関する活動	20.1%
4	環境美化活動（公園の清掃活動など）	19.6%
5	子どもを対象とした見守り活動や交流活動	12.3%
6	高齢者を対象とした見守り活動や交流活動	6.1%
7	健康づくりの活動	5.8%
8	障害者を対象とした見守り活動や交流活動	2.6%
9	参加したことがない	37.3%

(9) ((8)において、参加したことがないと答えた方へ)

地域の活動やボランティア活動に参加してみたいか。

1	特にやってみたいと思わない	54.0%
2	条件が許せばやってみたいと思う	27.3%
3	やりたいと思うが、活動についての相談先がわからない	8.3%
4	ぜひやってみたいと思う	1.0%

(10) ((9)において、特にやってみたいと思わないと答えた方へ)

地域の活動やボランティア活動に参加したいと思わない理由

1	仕事や育児などのため時間がない	28.7%
2	健康や体力に自信がない	20.8%
3	活動について興味がない	16.4%
4	身近に仲間がいない	10.7%
5	活動をするための知識や技術がない	5.0%

地域での支え合い活動・ボランティア活動において、「自治会・町内会の活動」に参加したことがある方が半数近く占める一方、「参加したことがない」方も4割近くおられます。参加したいと思わない理由では、「仕事や育児などのための時間がない」が最も高くなっており、今後、より多くの方に参加してもらうためには、仕事や育児とのワークライフバランスの視点も必要と考えられます。



3. 民生児童委員に関する調査

平成28年度に、全国民生委員児童委員連合会が全民生児童委員を対象に実施した「民生委員制度創設100周年記念 全国モニター調査」から、京都市内の民生児童委員の回答を抽出し、一部抜粋して掲載しています。

社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査

(1) 課題を抱えた方及び世帯が抱える課題(上位3項目選択回答, 集計結果の上位5項目を掲載)

1	身体的な病気・けが	17.6%
2	認知症	17.0%
3	近隣住民とのトラブル	13.1%
4	ゴミ屋敷	12.6%
5	精神的疾患・精神面の不調(うつ等)	11.7%

社会的孤立状態にある方及び世帯に関わっている民生児童委員に、その世帯の特に主要な課題(緊急性、重要性が高いもの)3項目を尋ねた結果では、上記の項目が多く挙げられました。

(2) 地域住民の気付きの有無(民生児童委員が支援に関わることとなった時点)

1	気付いていた	51.8%
2	気付いていなかった	21.5%
3	不明	19.1%
4	無回答	7.6%

地域住民の約半数が課題を抱えていることに「気付いていた」と回答しています。

(3) 民生児童委員として相談支援に関わることになった契機 ※集計結果の上位5項目を掲載

1	近隣住民, 自治会・町内会からの相談	25.7%
2	本人・家族からの相談	19.4%
3	あなた自身の訪問での発見	17.2%
4	福祉事務所や市・区役所等からの連絡	5.7%
5	高齢サポート(地域包括支援センター)からの連絡	4.5%

「本人・家族からの相談」や「民生児童委員自身の発見」よりも「近隣住民, 自治会・町内会からの相談」の割合の方が高くなっています。

(4) 具体的な相談支援の「つなぎ先」※集計結果の上位5項目を掲載

1	介護関係機関(高齢サポート(地域包括支援センター)・介護保険事業所など)	40.0%
2	福祉事務所や市・区役所, 町村役場の福祉担当部署	25.4%
3	市・区役所, 町村役場のその他の部署	3.1%
4	社会福祉協議会	2.8%
5	警察・消防	1.7%

地域

支援の「つなぎ先があった」68.3%

「つなぎ先」では、「介護関係機関」が最も高く、次に「福祉事務所や市・区役所, 町村役場の福祉担当部署」となっています。

(5) つなぎ先(専門機関等)による支援の実施状況

1	実施した	82.0%
2	実施しなかった(実施できなかった)	6.9%
3	まだ実施していない(実施予定あり)	3.3%
4	不明(把握していない)	3.3%
5	無回答	4.5%

「実施した」「実施予定あり」が合わせて85.3%となっており、専門機関等につないだ世帯のうち、8割以上が何らかの支援に結びついている状況です。

民生委員・児童委員の活動及び意識に関する調査

(6) 民生委員活動における悩みや苦勞(上位3項目選択回答, 集計結果の上位5項目を掲載)

1	プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う	56.0%
2	支援を必要としている人がどこにいるのか分からない	27.7%
3	支援を行うにあたって必要な個人・世帯の情報が提供されない	27.2%
4	援助を必要とする人との人間関係のつくり方が難しい	24.2%
5	仕事との両立が難しい	13.6%

地域

就労の有無

	就業している	就業していない	無回答(不明)
京都市	46.8%	50.3%	2.9%
全国合計	37.0%	60.9%	2.0%

個人情報保護に関する意識の高まり、地域における人間関係の希薄化、マンション等の集合住宅の増加等、近年の地域社会の変化を背景とした課題が上位に挙げられていると考えられます。

(7) 円滑な民生委員活動のために希望すること(上位3項目選択回答, 集計結果の上位5項目を掲載)

1	支援に必要な個人情報の開示や共有	36.0%
2	活動の範囲や役割の明確化	30.6%
3	自分自身の資質向上	29.7%
4	地域の他活動(自治会・町内会, 学校など)との連携強化	22.8%
5	活動に対する地域住民の理解や協力	22.6%

「支援に必要な個人情報の開示や共有」が最も高く, 多くの民生児童委員が活動に必要な個人情報の不足を感じていることが読み取れます。

次に「活動の範囲や役割の明確化」, 「自分自身の資質向上」が続いており, 住民の生活課題が多様化する中で民生児童委員の負担感や使命感を表していると考えられます。

また, その次に「地域の他活動との連携強化」, 「活動に対する地域住民の理解や協力」が続いています。課題を抱える住民の支援に当たっては, 地域内での連携・協力を求めているものと考えられ, 地域におけるつながり・支え合いをより一層強化していく必要があります。

(8) 日常的に相談している相手 ※集計結果の上位5項目を掲載

1	単位民児協の役員委員	81.1%
2	福祉事務所や行政の福祉部署	59.5%
3	介護関係機関	56.6%
4	社会福祉協議会	31.8%
5	自治会・町内会	23.7%

参考

在任期間

	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目以上
京都市	18.3%	18.6%	18.9%	13.4%	28.4%
全国合計	33.3%	24.6%	17.8%	10.2%	13.0%

「単位民児協の役員委員」の割合が全国平均(71.4%)より高いことについては, 本市においては在任期間が長い委員の割合が高いことも影響していると考えられます。



第3章

改定の背景・趣旨

- 1. 前指針の取組状況 26
- 2. 改定にあたっての視点 27

第3章

改定の背景・趣旨

1. 前指針の取組状況

平成26年3月に策定した、京・地域福祉推進指針2014においては、「自治・協働により自立の実現を支援し、優しさがあふれるまちをつくる」を基本理念に、孤立死や虐待等につながる社会的孤立の問題、東日本大震災で明らかになった要配慮者への支援の必要性という、当時直面する2つの大きな課題をピックアップし、重点目標として設定することで、取組の方向性を明確化し、地域福祉の推進に取り組んできました。

京・地域福祉推進指針2014 (平成26年度～平成30年度) のまとめ

重点目標1

あらゆる力を結集して、孤立死や虐待などにつながる社会的孤立を防ぎます。

重点目標2

福祉と防災・減災の両方の視点で災害にも強いまちづくりを全学区で進めます。

体系1

協働を実現する仕組みと
生活課題に対応する
セーフティネットの充実

体系2

地域の絆づくりの推進

体系3

要配慮者を守る災害に強い
福祉のコミュニティづくり

指針策定以降の主な施策等の動向

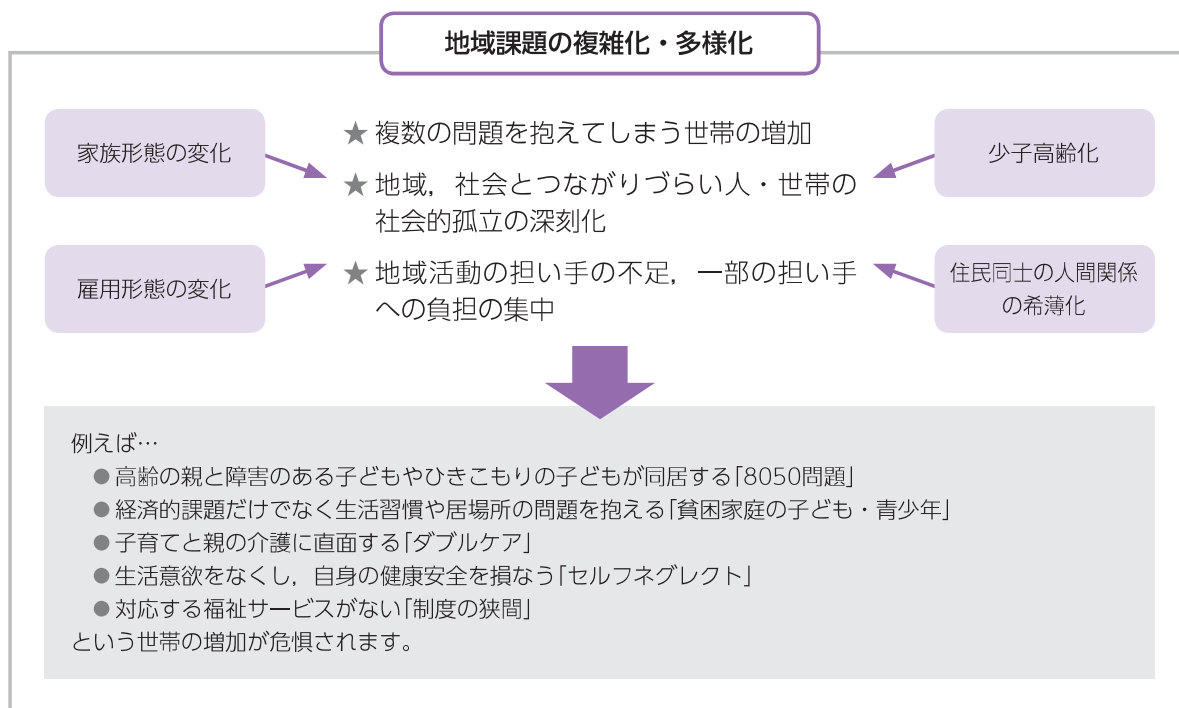
- 地域あんしん支援員設置事業の開始(平成26年度～)
- 不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例の施行(平成26年11月)
- 生活困窮者自立支援事業の開始(平成27年度～)
- 地域支え合い活動創出事業の開始(平成28年度～)
- 多様な居場所の増加(子どもの居場所づくり支援事業の開始(平成29年度～))
- 福祉避難所の事前指定数の増加(163箇所(指針策定時)→285箇所(平成30年11月時点))
- 保健福祉センターの設置(平成29年5月)

主な成果

- ★ 生活困窮者自立支援事業の開始等による、行政や関係機関によるセーフティネットの充実
- ★ 地域あんしん支援員設置事業の開始や「不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」の施行により、複合的な課題を抱える方への支援体制の充実
- ★ 高齢者の居場所の増加・学区社協活動の充実・子どもの居場所づくり事業の開始等により、地域におけるつながりの増加
- ★ 地域支え合い活動創出事業等による新たな担い手の創出
- ★ 各区役所・支所における、区独自のまちづくりの取組の活性化
- ★ 大学との連携等による地域づくりの普及啓発及び担い手の育成
- ★ 福祉避難所運営ガイドライン等の計画の策定による平常時からの防災・減災に関する活動の推進
- ★ 福祉避難所の指定箇所数の拡大及び福祉避難所指定施設の訓練の実施による、要配慮者の安全を確保する支援体制の整備

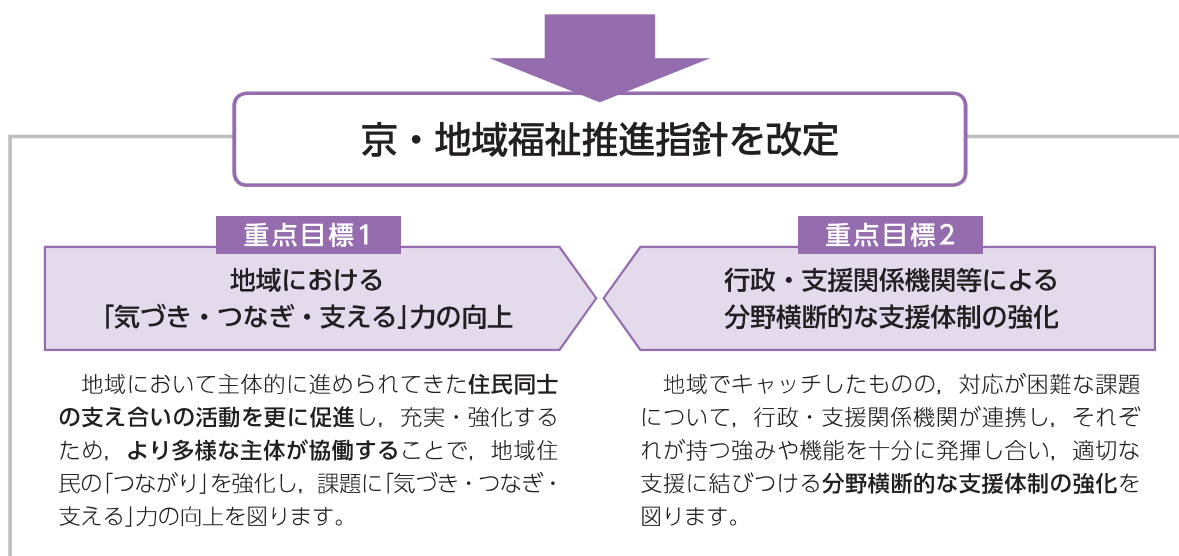
2. 改定にあたっての視点

指針策定以降も、家族形態の変化、雇用形態の変化等により、地域の課題の複雑化、多様化は進んでいます。とりわけ、複数の問題を抱えてしまう世帯等の増加、家族や地域・社会とつながりづらい人・世帯等の社会的孤立の深刻化等、生活上に負担や悩みを抱えていても、適切な支援につながらず、地域で孤立し、課題を深刻化してしまう人・世帯が増えていくことが今後危惧されます。



こうしたことを踏まえ、今後は特に「課題を抱えた方々の状況が深刻化する前に、早期に気づき、支援に結びつける体制づくり」に取り組んでいくことが重要です。

このため、指針を改定し、今後、地域住民、関係機関、行政が取り組んでいくべき2つの視点を重点目標として設定し、本市の地域福祉の一層の充実を図ります。





第4章

指針の体系

- 1. 基本理念, 重点目標, 推進項目 30
- 2. 指針の取組項目 34
- 3. 成年後見制度利用促進計画 50

第4章

指針の体系

1. 基本理念，重点目標，推進項目

基本理念

京都の地域力を活かし優しさのあふれる共生の文化を推進する

基本理念の実現に向け，2つの重点目標を推進していくため，地域住民，関係機関，行政が連携・協働して取り組んでいく方向性として，以下のとおり推進項目，取組項目を設定します。

重点目標1 地域における「気づき・つながり・支える」力の向上

〈推進項目1〉

住民同士の支え合い活動の促進

～互いに認め合い，誰もがやりがいと喜びを感じ，いきいきと過ごせる地域づくり～

地域の住民同士の支え合いの活動をより一層促進し，地域のつながりを高めることで，互いに認め合い，誰もが地域から孤立せず，いきいきと安心して過ごせる地域づくりを進めます。

（主な取組項目）

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ① 互いに認め合う地域づくりの促進 | ② 地域福祉活動への支援，市民参加の促進 |
| ③ 健康づくり・介護予防の取組の推進 | ④ 地域における子育て支援の推進 |
| ⑤ 地域の特性に応じた支え合い活動の創出 | ⑥ 地域コミュニティ活性化の取組との連携 |
| ⑦ 見守り・相談支援活動の促進 | ⑧ 居場所の取組の推進 |
| ⑨ 災害時の要配慮者への支援の充実 | |

〈推進項目2〉

多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり

社会福祉施設や企業、NPO、大学等、多様な機関・団体が地域住民とともに地域の活動に参画し取り組むことで、地域における支え合いの活動の充実・強化を図ります。

（主な取組項目）

- ① 区地域福祉推進委員会の取組の充実・強化
- ② 社会福祉施設との協働による地域づくりの推進
- ③ 多様な主体によるまちづくりの推進

重点目標2 行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化

〈推進項目3〉

困難な課題を受け止め、円滑に支援につなぐ行政機関等の体制の充実

対応が困難な課題を、しっかりと行政・関係機関が受け止め、円滑に支援につなぐ体制の充実を図ります。

（主な取組項目）

- ① 行政・関係機関等が支援調整を行う連携体制の強化
- ② 地域生活における多様な課題に対応する事業の充実



指針が目指す取組のイメージ

推進項目1

<住民同士の支え合い活動の促進>

～互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、
いきいきと過ごせる地域づくり～

② 地域福祉活動への支援, 市民参加の促進

- 市社協・区社協、福祉ボランティアセンター等による地域福祉活動・ボランティア活動の支援の促進
- 子育て期、就業期からの地域活動への参加を通じた、「真のワーク・ライフ・バランス」の促進
- 高齢者、障害のある方の社会参加の促進

③ 健康づくり・介護予防の取組の推進

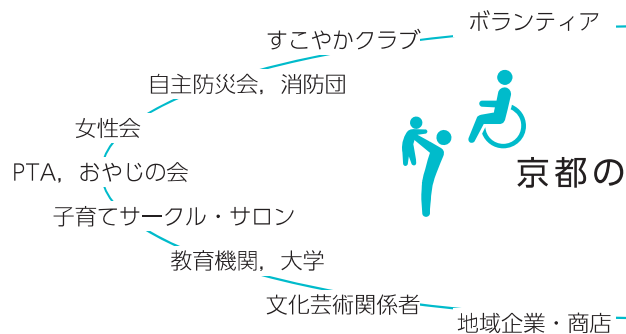
- 地域住民等の主体的な健康づくり・介護予防の取組を通じた住民同士のつながりの促進

④ 地域における子育て支援の推進

- 地域住民や地域の子育て支援機関、学校等の連携を深め、地域ぐるみで子育て支援に取り組む機運の醸成
- 子育て支援の活動やPTA活動への参加をきっかけとした地域活動の担い手づくり

① 互いに認め合う地域づくりの促進

- 高齢者、障害のある方、子ども、外国籍の方など、年齢や性別、文化を超えて、それぞれの多様性や人権を尊重し合う福祉教育の促進
- 幅広い世代における、地域活動への理解の促進



より多くの地域住民が支え合いに関わり、互いに「担い手」「受け手」となることで、

- やりがいと喜びを感じ、より元気な地域になる。
- 世代を超えた交流により、地域のつながりが次世代に継承される。

推進項目2

<多様な活動団体が連携し、 住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり>

② 社会福祉施設との協働による地域づくりの推進

- 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」との融合

区地域福祉推進委員会(事務局：区社協)

<構成> 民生児童委員、学区社協、
社会福祉施設の代表者、行政 等

① 区地域福祉推進委員会の取組の充実・強化

- 地域の生活課題の解決に向けた、身近な地域での協働の取組の創出

推進項目3

<困難な課題を受け止め、 円滑に支援につなぐ行政機関等の体制の充実>

- 困難な課題をしっかりと行政、関係機関が受け止める。
- 抱えた課題が深刻化する前に解決を図ることができる。

地域力推進室



区役所・支所

健康長寿推進課

生活福祉課

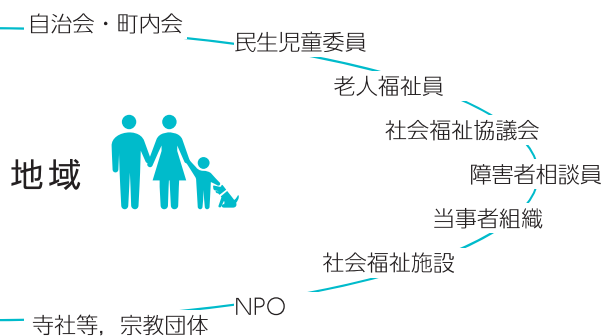
保健福祉センター

障害保健福祉課

子どもはぐくみ室

<保健福祉センターが一体となり、取組を推進>

① 行政・関係機関等が支援調整を行う連携体制の強化



世代や分野を超えて、様々な人や団体等がつながること

- 生活に悩みがあっても、相談できる、支援につながる。
- 日常のつながりを通じて、災害時にも互いに助け合うことができる。

⑤ 地域の特性に応じた支え合い活動の創出

- 身近な地域での新たな支え合い活動の創出と新たな担い手の掘り起こし

⑥ 地域コミュニティ活性化の取組との連携

- 自治会・町内会や事業者等との連携の下、地域活動を支援する取組を通じた地域福祉活動の推進

⑦ 見守り・相談支援活動の促進

- 民生児童委員、老人福祉員、障害者相談員、学区社協等の活動の推進による課題キャッチ力の向上
- 当事者組織の活動の促進

⑧ 居場所の取組の推進

- 「健康長寿サロン」、子ども食堂等の取組の推進による身近な地域で笑顔が溢れる関係づくりの向上

⑨ 災害時の要配慮者への支援の充実

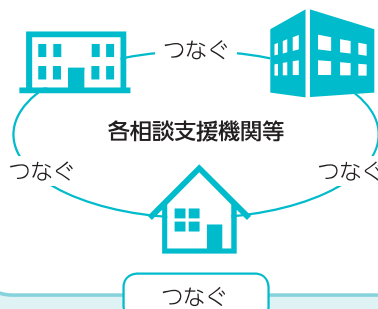
- 地域住民と関係機関との連携による、平時からの要配慮者の把握、見守り体制の充実、重度障害者等の個別避難計画の策定

京都ならではの多様な主体が協働し、ともに取り組む活動が増える。

③ 多様な主体によるまちづくりの推進

- 地域企業、NPO、大学、寺社等との連携による京都ならではの取組の推進

困難な課題を受け止める・支える



困難な課題を受け止める・支える

② 地域生活における多様な課題に対応する事業の充実

- 地域あんしん支援員設置事業、不良な生活環境対策条例等の取組、ひきこもり支援の推進
- 再犯防止対策の推進(モデル事業の実施、「京都市版再犯防止推進計画」(仮称)の策定等)
- 地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの3施設一体化整備による全市的な相談支援体制の充実
- 課題や困りを抱える子どもや子育て家庭への寄り添い支援の充実
- 生活困窮者自立支援事業の充実
- 権利擁護支援体制の充実(京都市成年後見支援センターを制度利用促進の中核機関とし体制を充実、成年後見制度の利用に伴う認知症高齢者等の支援チームへの専門職派遣等)

(下線部：成年後見制度利用促進計画に該当する部分)

2. 指針の取組項目

重点目標1

地域における「気づき・つながり・支える」力の向上

〈推進項目1〉

住民同士の支え合い活動の促進

～互いに認め合い，誰もがやりがいと喜びを感じ，いきいきと過ごせる地域づくり～

【主な取組項目】

① 互いに認め合う地域づくりの促進

地域には，高齢者，障害のある方，子ども，外国籍の方など，年齢や性別，また文化や生活の背景が異なる方々が暮らしています。地域福祉の取組を進めるにあたっては，それぞれの多様性を認め合い，つながりを持って，支え合いながら暮らしていくことが大切です。

一人ひとりの人権が尊重され，自分らしく過ごすことができる地域づくりを進めるため，引き続き各部局が人権に関わる課題の解消に向けて，連携して取り組むとともに，子どもから高齢者まで幅広い世代において福祉や地域活動に対する理解が深まるよう，福祉教育等の取組を促進していきます。



本市では，「京都市人権文化推進計画」の策定（平成27年2月），平成28年3月に「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」を制定するなど，一人ひとりの人権が尊重され，いきいきと暮らせるまちづくりに向け取組を進めています。



「福祉教育」とは

全ての人を個人として尊重し，思いやりの心を持って助け合う態度を育て，共に生きる人間の育成を目指すものです。

京都市福祉ボランティアセンターや各区ボランティアセンター（運営：区社会福祉協議会）では，関係部署や福祉施設，関係機関・団体との連携の下，学校や地域において福祉教育の普及に取り組んでいます。

② 地域福祉活動への支援、市民参加の促進

より多くの地域住民がボランティア活動等の地域福祉活動に関心を持ち、参加してもらうとともに、ボランティアグループや学区社会福祉協議会等の活動団体の継続した活動につながるよう、京都市福祉ボランティアセンター、市・区社会福祉協議会等による支援活動を促進していきます。

また、仕事と家庭生活の調和だけでなく、自治会やPTA等の地域活動や社会貢献活動に積極的に参画する「真のワーク・ライフ・バランス」を促進することで、子育て期、就業期から地域とつながり、誰もが「生きがい」と「やりがい」を持って、暮らすことのできる地域づくりを進めます。

さらに、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験等を発揮できる短期的な就業機会を提供するシルバー人材センター事業の推進、すこやかクラブ京都（京都市老人クラブ連合会）でのボランティア活動の推進等、元気な高齢者が社会参加していく場を一層促進していきます。また、障害のある方が、自らの意思と選択によって、社会的活動に参加できるよう、障害のある方への活動参加への意欲を高めるための啓発、社会的活動に参加しやすい環境の整備、同じ障害のある方の相談に応じるピアカウンセリングなど、互いに支え合う活動を推進していきます。

こうした取組を通じて、地域社会において「支え手」「受け手」という関係を超えた、地域全体で支え合う体制づくりに向け取組を進めていきます。



「真のワーク・ライフ・バランス」

一人ひとりが、仕事、家庭生活、地域生活など、自ら取り巻く様々な「つながり」の中で求められる役割や責任を踏まえて、ライフスタイルやライフステージに合わせて多様な選択肢の中から「生き方」、「働き方」を選びマネジメントすることにより、単なる生活時間の「バランス」を超えた「心の調和」(*)を見出し、「生きがい」のある充実した人生を送ることができるという京都市が提唱する独自のワーク・ライフ・バランスの考え方

(※)一人ひとりの心の中で、自分自身のことや仕事、家庭生活、地域活動、市民活動、そしてこれらの活動を通じて社会貢献などがバランス良く充実している状態



「シルバー人材センター」

就業を通して、高齢者の生きがいの充実や社会参加を図るため、経験や能力に適した臨時的、短期的、その他軽易な就業を紹介している団体



「すこやかクラブ京都(京都市老人クラブ連合会)」

高齢者の知識及び経験を活かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行い、自らの生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的とし、健康づくり・介護予防活動、在宅福祉を支える友愛活動、奉仕活動を通じて、高齢者の社会参加の促進に向けた活動を行っている団体

③ 健康づくり・介護予防の取組の推進

地域住民や関係機関・団体、行政が取り組む健康づくり・介護予防の取組は、「健康長寿」の推進のみならず、日頃の地域の中での活動を通じて、住民同士がつながり、互いに顔が見える地域づくりにつながります。

健康づくりの担い手として活動する「健康づくりサポーター」や介護予防に関する知識の普及啓発を行う「いきいき筋トレ普及推進ボランティア」等の活動の支援、高齢者の介護予防や社会参加の促進等を目的に学区単位で活動が展開されている「健康すこやか学級」の取組の推進など、引き続き、地域住民自ら取り組む健康づくり・介護予防の推進を図るとともに、市内12箇所に設置している地域介護予防推進センターによる介護予防に関する普及啓発等、地域での自主的な介護予防に関する活動の支援を行います。

また、保健福祉センターにおいては、地域の健康課題を把握するとともに、職員が積極的に地域に出向き、市民の身近な場所で地域ニーズに応じた健康づくりに関する事業を行うことで、より多くの地域住民の積極的な参加を働きかけ、継続した取組につなげていきます。



「健康長寿のまち・京都」

本市では、市民の健康寿命を平均寿命に近づけ、年齢を重ねても、一人ひとりのいのちが輝き、地域の支え手として活躍できる、活力ある地域社会「健康長寿のまち・京都」の実現に向け、様々な取組を進めています。

④ 地域における子育て支援の推進

少子化の進行、家族規模の縮小、共働き家庭の増加など多様化する社会において、これまで以上に、妊娠前から子ども・若者、また子ども・若者を養育する全ての家庭を支えていくため、地域住民や児童委員、地域の子育て支援機関、学校等との連携を深め、地域ぐるみで子育て支援に取り組む機運を醸成します。

また、子育て世代をはじめとした若い世代が子育て支援の活動やPTA活動等への参加をきっかけに地域の様々な団体とつながることで、幅広い地域活動への参加と継続した活動につながるとともに、こうした活動が循環することにより、多くの地域住民等が子育て支援に参画し、地域全体で子どもの育ち・子育てを温かく見守り、支え合う地域づくりに取り組んでいきます。

⑤ 地域の特性に応じた支え合い活動の創出

これまでから、身近な地域では、住民や関係機関が連携・協働し、地域の資源や課題といった地域の特性を把握、共有することを通じて、新たな活動が生まれ、それに伴い、新たな担い手の育成も進められてきました。

引き続き、住民と関係機関・団体等がつながり、連携・協働による支え合い活動が多く地域で創出されるよう、高齢分野における「地域支え合い活動創出コーディネーター」の活動をはじめ、地域住民等の主体的な新たな支え合い活動や不足するサービスの創出に向けた取組を進めていきます。



「地域支え合い活動創出コーディネーター」

本市では、多様な生活支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で暮らしを継続できるよう、地域の住民団体、ボランティア団体や民間企業等の多様な主体が生活支援サービスを提供する体制づくりを進めるため、「地域支え合い活動創出コーディネーター」を各区単位に配置し、高齢者を支える生活支援サービスの充実・強化に取り組んでいます。

⑥ 地域コミュニティ活性化の取組との連携

防災・防犯の取組をはじめ、清掃活動や学区の運動会等、地域住民が連携し、主体となって様々な自治活動が行われる「地域コミュニティ」は、地域福祉活動の基盤であり、すなわち、地域コミュニティが活性化することにより、地域福祉活動も広がり、充実し、そして相乗効果により地域自治の更なる発展をもたらすといえます。

地域コミュニティの活性化に向け、住宅関連事業者等と連携するなど、自治会・町内会への加入を促進し、地域内の様々な団体等、多様な主体の協働を推進することで、お互いの顔が見えるまちづくりを進めます。

また、地域の自主的なまちづくり活動を支援する「まちづくりアドバイザー」や区社会福祉協議会が連携するなど、地域の課題解決や地域の活性化に向けて地域住民等が主体的に取り組む活動を支援することで、地域の活動に多くの住民が積極的に参加する地域づくりを進めていきます。

さらに、地域の住環境を脅かす様々な課題が顕在化する空き家については、地域福祉活動の拠点等として活用するなど、地域、専門家、事業者、行政が一体となった総合的な空き家対策を推進していくとともに、住民と観光客の安全安心が確保され地域と調和した「民泊」の適正な運営確保等、持続可能な地域コミュニティの実現に取り組んでいます。



「まちづくりアドバイザー」

まちづくりに関する専門的な立場から、区役所・支所の職員とともに、区民の自主的な活動を支援し、区役所・支所が実施する「まちづくり事業」全般の企画・運営への助言を行う「まちづくりの専門家」。

各区役所・支所で職員とともにまちづくりに関する事業を推進するほか、地域の課題解決のため、地域に出向いて地域の方々の活動をサポートしています。

⑦ 見守り・相談支援活動の促進

地域の身近な相談相手である民生児童委員や老人福祉員、障害者相談員、学区社会福祉協議会等の日頃の見守り・相談支援活動の充実により、地域全体で悩みや課題を抱えている方への「気づき」を高めていきます。

また、同じ悩みや経験を持つ方々が集まり、解決に向けて共に支え合う当事者組織は、当事者ならではの目線に立った相談・支援による「気づき」や悩み等の受け止めの場、情報共有の場となるとともに、多様な課題の発信源にもなります。

こうした、地域での見守り・相談支援活動を引き続き促進し、身近な地域で多様な課題に「気づき」、悩みや相談を受け止め、関係機関・団体等と連携しながら、適切な支援につなげる地域づくりを進めていきます。

⑧ 居場所の取組の推進

生活に身近な地域で住民が集まり、交流を広げる居場所（「サロン」や「カフェ」など）の取組は、住民が主体となり地域の中で様々な形で展開されています。こうした活動は、住民同士のつながりを高めるとともに、活動の中でのちょっとした相談が、参加者個人の悩みや地域全体の困りへの「気づき」につながり、それらの課題解決に向けた新たな活動を生み出すきっかけになることもあります。

引き続き、「健康長寿サロン」や子ども食堂等をはじめとした居場所の取組の拡充と支援に向け、行政・関係機関・団体等が連携しながら取り組んでいきます。



「健康長寿サロン」

高齢者が自由に集うことができ、高齢者同士又は高齢者と各世代との交流を促進し、地域からの孤立の防止、認知症の早期発見及び進行防止又は介護予防等を図ることを目的に、地域の住民や団体が主体となって設置しています。

本市では、高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、「健康長寿サロン」等の高齢者の居場所の拡大に取り組んでいます。



子ども食堂等の子どもの居場所づくり

子どもが気軽に安心して集え、楽しく食事を囲んでくつろいだり、宿題や自主学習、あそび、社会体験等を通じて、地域の大人や社会とつながることができる取組。

本市では、地域や民間団体等により進められているこうした取組が、より多くの地域で継続的に行われるよう支援を充実することにより、子どもたちの孤立を防止し、他者との良好な関係を築いていけるよう取り組んでいます。

⑨ 災害時の要配慮者への支援の充実

いつ発生するかわからない災害は、特に、乳幼児、高齢者、障害のある方等の要配慮者に広く影響を及ぼします。発災時に避難行動や安否確認が円滑に行われるためには、平常時における継続的な防災・減災に関する啓発活動や、地域におけるつながりづくりが非常に重要であり、そこには要配慮者への支援の視点が欠かせません。

このため、平常時から避難所運営マニュアルに基づく避難所運営訓練の実施や福祉避難所の円滑な運営の確保に取り組むとともに、地域における見守り活動促進事業の推進、重度障害者等の個別避難計画の作成等を通じて、災害時の要配慮者の視点に立った取組の充実を図り、要配慮者を含めた住民の「いのち」と「暮らし」を守る取組を進めていきます。

また、大規模災害が発生した際、各地から参集するボランティアは、被災地の復旧、復興には欠かせない存在です。ボランティア活動が被災者の多様なニーズに応じて効果的に展開されるよう、市・区災害ボランティアセンターが連携し、平常時における災害ボランティア活動の普及啓発等に取り組むとともに、災害時に区ボランティアセンターが速やかに設置され、有効に機能するよう、各区の総合防災訓練と連携した、区ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施するなど、近年多発する自然災害といった危機に対しても、しなやかに克服するまちづくり「レジリエント・シティ」の構築に取り組みます。



「地域における見守り活動促進事業」

支援が必要なひとり暮らし高齢者や障害のある方等に対し、緊急時の迅速な対応等にもつながる、日常的な見守り体制の充実を図っていく仕組みとして、地域の関係機関・団体との連携のもと、「地域における見守り活動促進事業」を実施しています。

具体的には、高齢サポート（地域包括支援センター）等が、対象となる方のご自宅を訪問するなどにより、ご本人から同意を得た上で、本市と協定を締結した各学区民生児童委員協議会をはじめとした地域福祉組織や関係機関等に「見守り活動対象者名簿」を貸し出し、日頃の見守りにつなげています。



重度障害者等の「個別避難計画」の作成

重度障害者で災害発生時に移送手段の確保が難しい方等の避難支援対策を推進するため、本市では、2019年度においては、単身等の重度障害者を対象として一部地域でモデル的に事業を実施していくこととしています。

具体的には、個別避難計画の作成等に関する同意を得られた重度障害者との面談による聴取、避難行動に際して地域の関係機関等から協力を得られるような関係づくり等に取り組むことで、個別避難計画の作成を進め、その中で明らかになった課題について検証を進めていきます。



市・区災害ボランティアセンター

本市では、平成18年4月1日に京都市社会福祉協議会、きょうとNPOセンター、京都市の三者が、政令指定都市では初の常設となる「京都市災害ボランティアセンター」を開設し、関係機関・団体の連携の下、平常時からの災害ボランティア活動の普及啓発、人材育成や情報発信等の取組を進めています。

また、災害時には行政区の区長（区災害本部長）の要請により、被災地における活動拠点として「区災害ボランティアセンター」を地域のボランティア関係団体が設置・運営することとしており、この両センターが相互に連携を図ることで、ボランティア活動による被災者支援を推進していきます。

〈推進項目2〉

多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり

【主な取組項目】

① 区地域福祉推進委員会の取組の充実・強化

区域の民生児童委員や学区社会福祉協議会、社会福祉施設の代表者等と行政等で構成され、福祉のネットワークづくりを進めてきた各区の地域福祉推進委員会では、行政、関係機関・団体、住民が対等の立場で地域福祉に関する情報交換や協議を行うとともに、シンポジウムの開催や福祉総合マップの運用を通じて、区域の地域福祉の普及・啓発に取り組んできました。

このような地域福祉推進委員会の取組を更に充実・強化し、身近な地域の課題や協働の取組を区域で共有、発信することで、住民、関係機関・団体等の主体的な活動を支援し、多様な主体の協働の取組を一層広めていきます。

「地域福祉推進委員会」について

平成16年度策定の京・地域福祉推進プラン(第1期計画)において、各区で設置が進められ、高齢者や障害のある方、児童等を対象とした分野別福祉ネットワークとの相互連携を進めることをはじめ、各区における地域福祉推進の基盤的な役割を担ってきました。

平成29年度からは、社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して、地域公益事業を行うにあたって、地域の福祉ニーズを的確に反映するための意見聴取を行う場として設置することとされた「地域協議会」についても、各区地域福祉推進委員会の枠組みが活用されています。

今後は、「福祉のまちづくり体制整備事業」を新たに開始し、多様な主体の連携・協働による取組や、社会福祉施設の専門性等を活かした地域活動への参画等がより多くの地域で展開されるよう、先進事例を紹介する研修会の開催等を通じて幅広い関係者が取組のノウハウを共有し合うことで、他の地域での新たな活動の掘り起こしや、今ある活動の活性化につなげ、そうして生まれた活動事例を再度共有しあうといったサイクルを、各区の地域福祉推進委員会の活動やネットワークを基盤に生み出していけるよう、委員会の事務局である区社会福祉協議会と連携し、取り組んでいきます。

福祉のまちづくり体制整備事業

- 地域課題の共有や地域福祉活動の普及啓発を目的としたシンポジウムの開催
- 社会福祉法人等の地域における公益的な取組の支援・掘り起こしに資する事業の実施
(例：先進事例の共有のための研修の開催、地域ニーズの把握等を目的とした地域住民と関係機関等による懇談会の開催等)
- 地域の福祉施設や子育てサロン活動等を掲載した福祉総合マップの作成、身近な相談窓口の情報の掲載等

② 社会福祉施設との協働による地域づくりの推進

改正社会福祉法では、社会福祉法人の公益性や非営利性を踏まえて、法人がこれまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、地域づくりの取組と連携し地域に貢献する「地域における公益的な取組」が、社会福祉法人の責務として明確化され、平成28年4月から施行されています。

本市においては、地域課題の解決に向けた住民と社会福祉施設との協働の取組等、「地域における公益的な取組」の先進的な取組事例を集約し、各区の地域福祉推進委員会の活動等を通じて共有を図る等により、社会福祉施設の地域活動への参画が各地域において積極的に展開されるよう、関係団体や市・区社会福祉協議会等との連携のもと、取り組んでいきます。

③ 多様な主体の参画によるまちづくりの推進

福祉分野に限らず、地域企業やNPO、大学、寺社等の京都ならではの多様な主体と地域住民等との協働の推進や、文化芸術活動との連携等、分野を超えて多様な主体がつながり、地域活動に多くの方々に関心を持ち、活動に参画する地域づくりを進めます。



★「地域企業」について

幅広い業種の若手経営者等が議論し、行動する「京都市中小企業未来力会議(現：京都市地域企業未来力会議)」において、「私たちは、地域に根差し、地域と繋がり、地域と共に継承・発展する『地域企業』である。」等とする「京都・地域企業宣言」が発表されました。

同宣言には、生活文化の継承、安心安全、地域コミュニティの活性化への貢献等が掲げられており、今後の地域福祉の担い手としても活躍が期待されます。

★「大学のまち京都・学生のまち京都」の推進

本市は、38の大学・短期大学が立地する「大学のまち」、そして人口の1割に相当する約15万人の学生が学ぶ「学生のまち」です。

地域活性化や課題解決にも資する学生と地域の一体的な取組を支援する「大学地域連携創造・支援事業(学まちコラボ事業)」, 学生と地域との交流を図るため、地域で活動したいと思っている学生団体・サークルと地域の行事に学生の参加を求める地域団体とをコーディネートする「むすぶネット」、ゼミやグループ単位による活動にとどまらず、全学を挙げて地域連携活動を通じた実践的な教育プログラムの開発に取り組む大学を支援する「学まち連携大学」促進事業等の推進をはじめ、学生や大学が地域とつながる機会を充実していきます。

★「文化芸術活動」との連携

近年、文化芸術分野において障害のある人の作品に対する関心が高まっており、その個性を発揮し、文化芸術を生み出す力が評価されています。

本市においても、障害のある人が、文化芸術活動に参加できるよう、新たな創作活動の掘り起こし、創作活動の場の提供、発表の場の確保等、障害者芸術の活性化に取り組んでいきます。

また、文化芸術活動は、人と人をつなげたり、今までの価値を転換したり、柔軟に変化を促すこともあります。今後、福祉施設等が文化芸術の取組に着手しようとする際の相談窓口の設置、運営など、文化芸術の力により、社会課題の解決や困難の緩和につなげ、共生社会を実現するための基盤づくりに取り組みます。

コラム：地域住民、関係機関等の協働による取組事例

「居場所」の取組でのニーズ把握→

メンバーを得ながら解決に向けた活動がスタート！

20年以上、親の介護をした後、70歳でひとり暮らしとなったAさんは、人のため、自分のために自宅を改装して「居場所」を開設しました。近隣の高齢者が集う「居場所」で、利用者から、入院中の花の水やりや電球替え等、生活上のちょっとした困りごとの相談を受けることが増えてきたため、そうした困りごとに対応する活動をしたいと思うようになりました。

Aさんは、「地域支え合い活動創出コーディネーター」が企画実施した担い手養成等を目的とした入門講座を受講し、コーディネーターのアドバイスのもと、受講生の中でメンバーを募り、協議を重ねた結果、「居場所」で相談のあった困りごとを解決するための生活支援グループが立ち上がりました。活動開始後、地域の生活支援グループ同士の情報交換会で、他のグループから「依頼がたくさんあってすごい」との賞賛を受け、Aさんやメンバーにとっては活動を継続していく自信となりました。

地域住民のニーズの把握→

社会福祉施設の協力で活動がより充実したものに！

ある地域では学区社会福祉協議会や民生児童委員、老人福祉員が日頃の活動の中で、地元の高齢者から「重たい荷物の持ち運びがしんどい」「外に出ることがおっくう」「出かける機会が少ない」という声を聴いており、情報を得た区社会福祉協議会等がアンケート調査を実施したところ、同様の声が多く寄せられ、地域の課題であることが確認できました。

そうした中、この地域において地域介護予防推進センターや学区社会福祉協議会等が実施している地域活動に参画している社会福祉施設が、今後より一層、地域住民に必要とされる施設として貢献したいという考えのもと、高齢サポート(地域包括支援センター)や区社会福祉協議会と連携して、学区社会福祉協議会が主催する高齢者の買い物支援に協力し、施設の送迎車を使用することとなりました。

民生児童委員や老人福祉員の協力を得ながら、お出かけ支援も兼ねた取組となり、参加者からは「みんなと一緒に出かけるとおしゃべりができる」と大変喜ばれています。

重点目標2

行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化

〈推進項目3〉

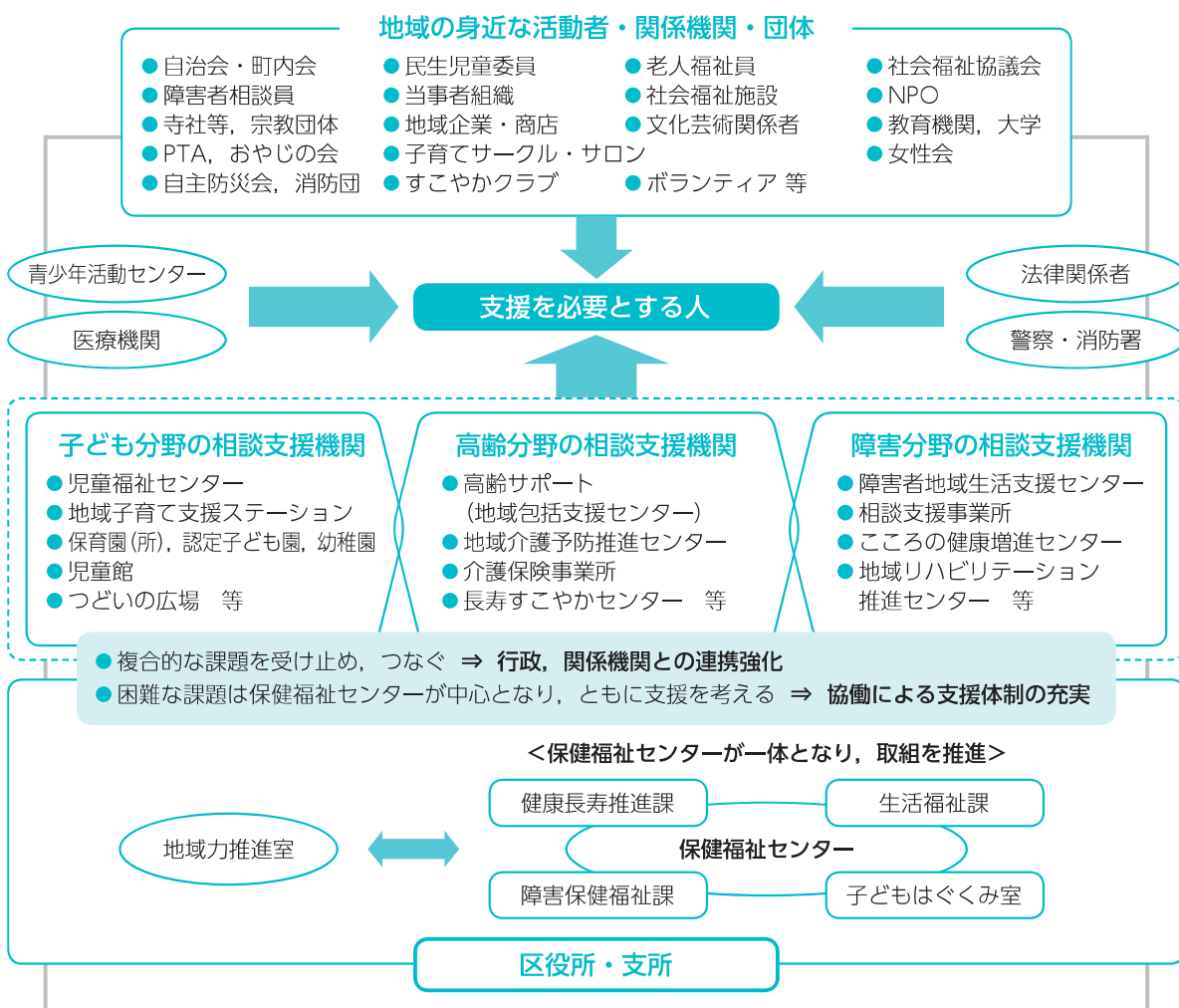
困難な課題を受け止め、円滑に支援につなぐ行政機関等の体制の充実

【主な取組項目】

① 行政・関係機関等が支援調整を行う体制の強化

地域でキャッチし、地域だけでは対応が困難な複合的な課題について、保健福祉センター、関係機関等がしっかりと受け止め、それぞれが持つ強みや機能を十分に発揮し合い、適切な支援に結びつける分野横断的な支援体制を強化します。

体制の強化にあたっては、個別の施策だけでは対応が困難な課題に対し、保健福祉センターをはじめ、関係部署及び関係機関等が連携し、支援を行うことで、課題を抱えた方々の早期発見と早期支援につなげ、抱えた課題が深刻化する前に解決が図られることを目指していきます。



② 地域生活における多様な課題に対応する事業の充実

● 地域あんしん支援員設置事業、不良な生活環境対策条例、ひきこもり支援等の取組の推進

地域社会との繋がりがなくなる「社会的孤立」、ニーズに対応する制度がない「制度の狭間」や支援の拒否、自らの健康安全を放棄する「セルフネグレクト」やいわゆる「ごみ屋敷」といった問題、また、「ひきこもり」の長期化や高齢化といった問題等、少子高齢化や社会情勢の変化を背景に、地域住民が抱える課題は多様化しています。

本市では、社会的孤立等の状態にあり、制度の狭間や支援の拒否といった、福祉的な支援が必要であるにも関わらず、支援につながっていない方等に対して、継続して寄り添いながら、地域や関係機関等と連携・協働し、適切な支援に結びつける「地域あんしん支援員」を全区に配置するとともに、いわゆる「ごみ屋敷」の問題の対応にあたっては、「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例（不良な生活環境対策条例）」（平成26年11月施行）に基づき、各区役所・支所に設置された対策事務局が地域や関係機関・団体等と連携し、対応に当たっています。

また、「ひきこもり」等の課題を抱える世帯への支援にあたっては、分野を超えた総合的な支援を展開するため、「ひきこもり地域支援センター（※）」「保健福祉センター」をはじめとした関係機関が相互に緊密な連携を図り地域と協働することで、当事者や御家族に寄り添った切れ目のないひきこもり支援に取り組んでいます。

こうした、これまで本市が地域住民や関係機関・団体等との連携のもと、進めてきた分野横断的な取組を引き続き推進し、支援が必要な方に対し、的確に支援の手が差し伸べられるよう、取組を進めていきます。

（※）ひきこもり地域支援センター：子ども・若者支援室（京都市中央青少年活動センター内）及び京都市こころの健康増進センターを位置付けています。



「地域あんしん支援員設置事業」について

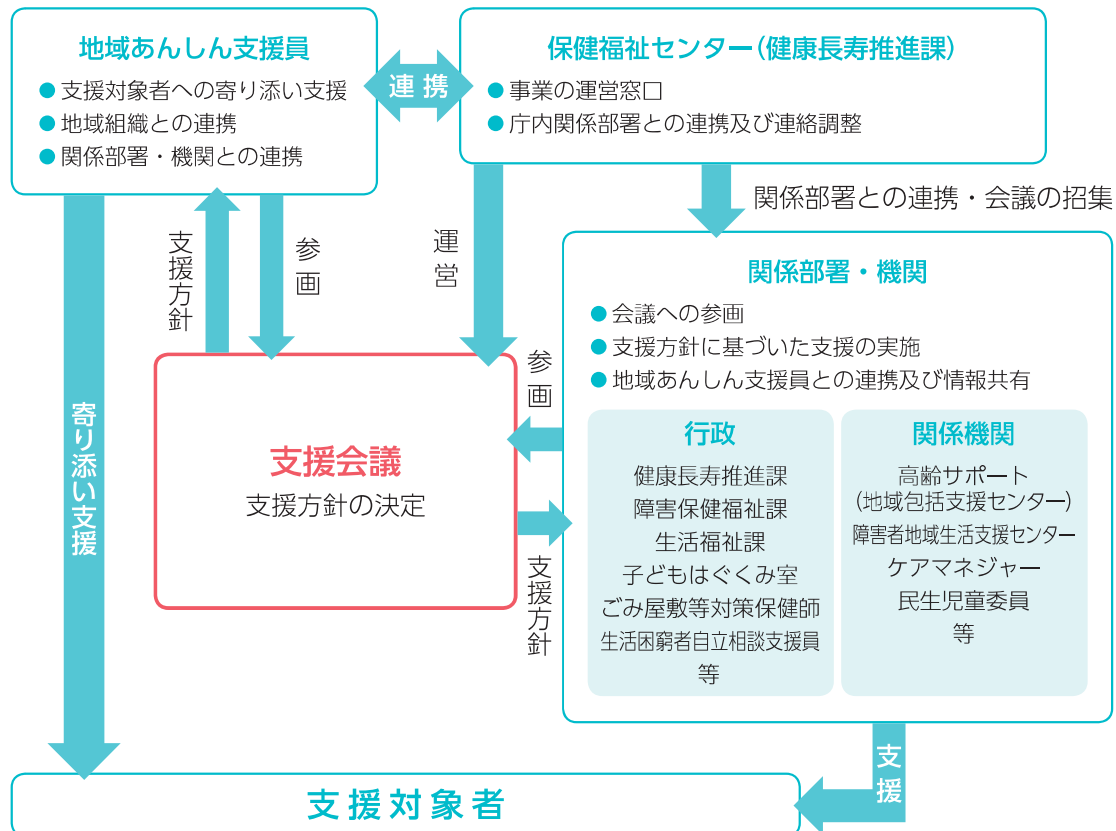
「地域あんしん支援員設置事業」については、平成26年3月に策定した前指針（京・地域福祉推進指針2014）の新規・充実事業として、平成26年度の事業開始以降、地域あんしん支援員を段階的に増員し、平成29年度に支援員の全区配置（計12名）が完了しました。

地域あんしん支援員が粘り強く対象者に寄り添うとともに、各区役所・支所の保健福祉センター（健康長寿推進課）が中心となり、関係機関や地域住民の方々と共に支援を考えることで、制度の狭間にある状況や複合的な支援課題を抱える方々に対して、保健福祉センターが所管する公的支援、地域の関係機関、住民等による見守り活動等の連携による効果的な支援の展開など、行政、関係機関、住民が一体となった支援を進めてきました。

<成果>

平成30年末時点で、177世帯の支援を行い、うち113世帯において、地域あんしん支援員の粘り強い寄り添い支援により、福祉サービスの導入やごみの撤去をはじめとする生活改善を図ることができ、うち72世帯は、世帯の抱える課題を解決し、関係機関や地域による支援・見守りに移行しています。

<行政・関係機関等の役割>



●再犯防止対策の推進

犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく、市民と地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員として円滑に復帰することができるよう、「地域再犯防止推進モデル事業」による取組を推進し、犯罪をした者等の傾向や抱える課題、必要とされる支援等を把握する実態調査を通じて、生活・就労等のモデル支援を実施するほか、「京都市版再犯防止推進計画」（仮称）の策定に取り組むことで、SDGs の理念にも掲げられている「誰一人取り残さない」社会の実現につなげていきます。

●地域リハビリテーション推進センター，こころの健康増進センター及び児童福祉センターの3施設 一体化整備による全市的な相談支援体制の充実

地域リハビリテーション推進センター，こころの健康増進センター，児童福祉センターの3施設を一体化し，専門的中核機関として，市民に身近な相談機関である区役所・支所（保健福祉センター）への専門的観点からのバックアップ，地域の障害福祉サービス事業所等に対する支援力向上のサポートを行うとともに，障害保健福祉や児童福祉に関わる関係機関等との連携の役割を担うことにより，全市的な相談支援体制の充実を図ります。

●課題や困りを抱える子どもや子育て家庭への寄り添い支援の充実

児童虐待については，全国において痛ましい事件が相次ぎ，相談・通告件数も年々増え続け，大きな社会問題となっています。本市においても増加が続いていますが，このことは市民をはじめ警察・学校・子育て支援施設など関係機関の意識が一層高まってきていることの表れです。

児童虐待や障害のある子ども等，支援が必要な子どもや家庭に対しては，児童相談所や発達相談所等において，一時保護や心理検査等の専門的対応を行います。また，区役所・支所子どもはぐくみ室をはじめ，身近な地域においても，子育て中の親が一人で悩まずに気軽に相談できることや，関係機関や団体が課題を共有し適切な見守り等を進めることも重要です。

児童虐待に係る相談等が増え続ける中，このように，「子どもの安全の確保及び虐待を受けた子どもへの支援」と「課題や困りを抱える子どもや子育て家庭への寄り添い支援」の両方を，より一層充実し，全ての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう取り組んでいきます。

●生活困窮者自立支援事業の充実

社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ，生活保護に至る前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するため，平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行されました。

本市においては，平成 27 年度から，市役所（保健福祉局生活福祉課）に相談窓口を設けるとともに，専任の相談支援員を 5 名配置し，対象者の自立に向けた就労支援等に取り組んできました。



「生活困窮者自立支援法」について

社会経済情勢の変化に伴い、失業や疾病等により、経済的な困窮状態や社会的孤立に陥るケースが多く見受けられます。こうした状況を踏まえ、最後のセーフティネットである生活保護制度に至る前の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築することを目的に、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されました。

(1) 生活困窮者自立支援事業の取組状況

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援制度では、経済的な課題を含め、相談者から具体的な状況を聞き取ったうえで、その方に合った支援プランの作成や自立に向けた寄り添い支援を行っています。

平成27年度の制度開始から平成29年度末までの3年間で、合計1,118名の方から相談を受け、そのうち同意を得た方に対して、就労支援をはじめとする様々な自立の支援に取り組み、210名の方が就労に結びついています。

第4章

① 自立相談支援事業実績(平成27年度～平成29年度)

支援結果

新規相談 受付件数	支援者数	本人同意有		支援結果				生活保護
		本人同意有	プラン作成	就職	支援終了	定着支援	定着支援中に離職し、支援継続	
1,118	778	449	394	210	166	28	16	65

② 生活困窮者自立支援制度に基づく主な事業

名 称	内 容
自立相談支援事業	● 専任の支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援計画(プラン)を作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います(手続きの同行支援、以下の支援ツールを活用した社会参加から就労までの支援)。 ● 相談窓口を設け、専任の相談支援員5名を配置
住居確保給付金	2年以内の離職等により経済的に困窮し、常用就職を目指す65歳未満の方を対象に、お住まい(住居を失った方は新たに入居される住宅)の家賃相当額を一定期間支給します。 ※一定の条件あり

就労準備支援事業	「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に、一定期間、プログラムに沿って、就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労体験の場を提供します。
一時生活支援事業	住居のない生活困窮者への一定期間の宿泊場所の供与や衣食の提供等を行います。
学習支援事業	生活困窮家庭の子どもへの学習援助や育成支援等を行います。
就労訓練事業（中間的就労）の認定	早期に一般就労が困難な方に対して、支援付き就労の機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上の訓練を行う事業者を認定します。

(2) 今後の方向性

相談者には、複合的な課題を抱える方も多く、当該制度のみでは十分な課題解決に至らないケースも見受けられます。また、支援を必要とされる方を早期に発見し、生活が立ちいかなくなる前に支援を行うことが重要であり、そのためには、他の支援機関との連携も欠かせません。

このため、保健福祉センターをはじめ、税務、教育、就労、住宅等の各部局はもとより、ハローワーク、社会福祉協議会、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション、民生児童委員等の地域ネットワークとも十分に連携し、以下の取組を通して、本制度における支援の対象となる生活困窮者を把握し、支援を行います。

ア 自立支援の取組と体制の確保

生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業をはじめとする各種支援事業について、引き続き、実施していくとともに、現状のニーズや支援実績等を踏まえ、適切かつ必要な体制を確保します。

イ 関係機関との連携強化

対象者が抱える問題が複雑化・深刻化する前に、支援につなげることが重要であり、社会福祉協議会やハローワークなどとの関係機関とも十分に連携しながら対応していきます。

とりわけ、債権を有する自治体の窓口等には、経済的に困窮している方が訪れる可能性が高いことから、これら債権の所管課と連携し、納付相談の際などに生活困窮者を把握した場合、生活困窮者自立支援制度の案内等を行います。

ウ 生活困窮者自立支援制度研修の開催

当該制度の認知度を高めるとともに、関係機関との一層の連携強化を図るため、関係機関職員向けの制度研修会を実施します。

エ 救護施設の整備によるセーフティネットの強化

生活保護受給者をはじめ生活困窮者に対するセーフティネット機能の強化を図るため、生活保護法に基づく救護施設を整備し、自立に向けた生活訓練や地域移行などの支援に取り組みます。

● 権利擁護支援体制の充実

誰もが地域で安心して自分らしく暮らし続けていくためには、認知症や障害等を抱えても一人ひとりの人権が保障され、自己決定、自己実現できるための支援を充実させていくことが必要です。

認知症や障害等により、契約行為等を行う際に支援が必要な方が、日常生活に支障や不利益が生じることがないように、地域で生活するうえで必要な福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業について、事業を実施する市社会福祉協議会・区社会福祉協議会への支援を行っています。

あわせて、このような方の権利を守る援助者を選任し、財産管理及びサービスの提供や施設入所等に当たって必要となる契約等を代わりに行う成年後見制度の更なる利用促進に向け、本市における成年後見制度利用促進計画に基づき取組を進めていきます。

また、高齢者虐待、障害者虐待の防止に向けては、地域住民や関係機関等に対して、虐待に関する正しい知識の普及等に取り組み、行政、関係機関、地域が一体となって、虐待の未然防止と早期発見につなげるとともに、通報後の迅速な安全確保や適切な支援に取り組んでいきます。



3. 成年後見制度利用促進計画

認知症高齢者の増加等に伴い、また、認知症高齢者及び障害のある人の意思決定支援の重要性が更に高まる中、判断能力が不十分であっても、人としての尊厳が損なわれることなく、その人らしく暮らし続けていくことを支援する成年後見制度は、今後益々重要な役割を果たすと考えられます。このような中、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「法」といいます。)」が施行され、本市におきましては、本項における成年後見制度の利用促進に関する施策を利用促進計画として位置付け、今後の更なる高齢化の進展への対応や地域共生社会の推進に努めていきます。



「成年後見制度の利用の促進に関する法律」について

成年後見制度の利用の促進についての基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成28年に施行されました。

(1) 成年後見制度の利用促進に向けた取組の現状

本市では、平成13年度から、身寄りのない方等に対して、親族や本人に代わり、家庭裁判所に対し、補助人・保佐人・成年後見人(以下「後見人等」といいます。)の選任を求める市長による申立て(以下「市長申立て」といいます。)を実施しています。また、生活保護受給者等、所得の少ない方に対して、申立てに必要な費用や、選任された後見人等に対する報酬の助成を行っています。

更に、平成24年度には、京都市成年後見支援センターを設置し、必要な方が円滑に成年後見制度を利用できるよう、相談や利用支援のほか、市民後見人の養成や、その活動支援に取り組んでいます。



成年後見支援センター相談数

年度	27年度	28年度	29年度
件数	974件	818件	933件

(2) 成年後見制度の利用促進に向けた今後の取組

本市では、これまでの取組に加え、法及び法に基づいて国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」の内容等を踏まえ、成年後見制度の更なる利用促進に向けて、以下のアからオの取組を行います。

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- 計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度)
- 工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進
※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- 計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- 財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- 適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- 診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- 権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- 後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- 「協議会」等(注2)によるチームの支援
- 地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性

- 広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
- 相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
- 利用促進(マッチング)機能
- 後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
- 不正防止効果

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- 後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1：福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2：福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

出典 厚生労働省ホームページから抜粋

ア 「チーム」への支援

認知症高齢者等の生活を日常的に支える地域の方や専門職等で構成される「チーム」に対し、成年後見制度の利用に係る問題について、京都弁護士会(弁護士)・リーガルサポート京都支部(司法書士)・京都社会福祉士会(社会福祉士)からの専門的な助言などが得られる仕組みを構築します。なお、後見人等の選任前であっても、「チーム」が成年後見制度の利用を視野に入れている場合は、同仕組みの対象とします。

イ 「協議会」の設置

「チーム」への支援や、支援を通じて見えてきた地域課題、その他成年後見制度の広報や相談支援の状況等を共有するとともに、今後における取組の検討や、関係団体・機関間の連携強化を図ります。

ウ 「中核機関」の設置

京都市成年後見支援センターを、成年後見制度の利用促進を図る「中核機関」に位置づけ、「チーム」・「協議会」・「中核機関」で構成する地域連携ネットワークのコーディネートを行うとともに、同センターの体制の充実を図り、新たに以下の取組を行います。

- ・親族後見人への支援

親族が後見人等を務めているケースについて、京都市成年後見支援センターが実施する相談事業の中で、京都家庭裁判所とも連携して制度説明や概括的な助言等を行います。

- ・市長申立ての窓口一本化

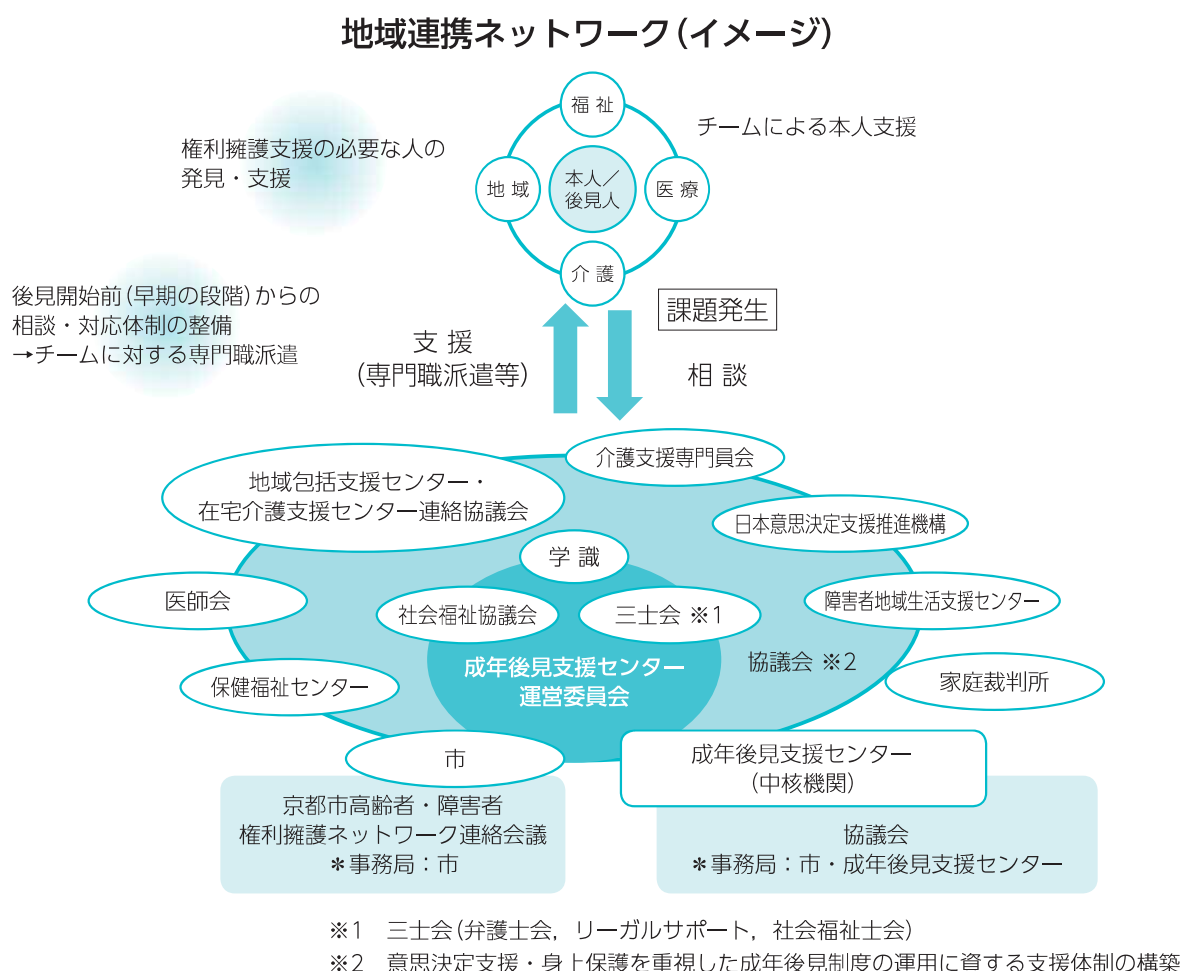
市長申立てを必要とするケースについては、要件によって対応機関が京都市成年後見支援センターと区・支所保健福祉センターに分かれていましたが、京都市成年後見支援センターに一本化し、分かりやすくします。

エ 日常生活自立支援事業からの円滑な移行

成年後見制度の利用が望ましいと考えられる、日常生活自立支援事業利用者については、補助人・保佐人が必要とされる段階から、適切に成年後見制度につなげていきます。

オ 入院等の際の身元保証の取扱い

入院等の際に求められることのある身元保証等に関し、後見人等の果たせる役割の範囲等について、医療機関や福祉施設への周知を行い、身元保証等に起因するトラブルの抑制につなげていきます。





第5章

指針の推進・評価体制

1. 推進期間	54
2. 推進・評価体制	54

第5章

指針の推進・評価体制

1. 推進期間

本指針の推進期間は、5年を目途とします。ただし、期間中に地域福祉を取り巻く状況に大きな変化があった場合等は、必要に応じて見直しの検討を行います。

2. 推進・評価体制

関係部局や関係機関等が地域福祉の視点から取組を進めるとともに、地域福祉の中核的な役割を担う、市社会福祉協議会・区社会福祉協議会等とも連携を図り、本市及び各区で本指針の取組を推進していきます。

また、指針に密接に関連する各分野の取組実績や地域における各種活動の件数等の指標を参考に、各分野で実施されるアンケート調査の結果等も活用しながら、京都市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会において、指針の進捗状況の点検・評価を行います。



第6章

参考資料

1. 京都市社会福祉審議会
地域福祉専門分科会委員名簿 56
2. 指針の改定作業経過 57
3. 用語解説 58

第6章

参考資料

1. 京都市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

(氏名の後の◎は分科会長, ○は会長職務代理者)

氏 名	団体及び役職
阿部 梨奈 ※1	市民公募委員
石塚 かおる	京都児童養護施設長会会長
井上 依子	京都YWCA理事
岩崎 智加	京都弁護士会
上村 兪巳子 ※1	京都YWCA代表理事
岡 仁美	市民公募委員
木村 信夫	京都市社会福祉協議会副会長
源野 勝敏	京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会会長
小西 浩太	市民公募委員
静 津由子	京都精神保健福祉推進家族会連合会副会長
志藤 修史 ◎	大谷大学社会学部長
長澤 敦士 ※1	市民公募委員
野地 芳雄 ※1	京都精神保健福祉推進家族会連合会会長
芳賀 徹也 ※1	市民公募委員
長谷川 菜月 ※1	市民公募委員
平田 和洋	京都市社会福祉協議会事務局長
藤井 秀子	市民公募委員
藤井 正博	市民公募委員
藤松 素子 ○	佛教大学社会福祉学部教授
松永 洋子 ※2	京都市民生児童委員連盟会長
村井 健次郎	京都市民生児童委員連盟副会長
森田 政子	すこやかクラブ京都(京都市老人クラブ連合会)副会長
山内 五百子	京都市保育園連盟副理事長
山手 重信	京都市児童館学童連盟会長
吉川 左紀子	京都大学こころの未来研究センター教授

(五十音順, 敬称略, 平成31年3月現在)

※1 前委員 平成30年10月30日まで

※2 前委員 平成30年 4月 5日まで

2. 指針の改定作業経過

開催年月日	主な内容
平成30年 1月9日～1月23日	平成29年度第2回市政総合アンケート「地域における生活課題や支え合い活動に関する意識調査」の実施
3月12日	第1回「包括的な支援体制の整備」に係る検討部会の開催 ● 国の動向及び改正社会福祉法について ● 各分野における地域福祉関連の取組状況について ● 本市における包括的な相談支援体制のあり方及び本市の取組の方向性について
3月19日	京都市社会福祉審議会 平成29年度「地域福祉専門分科会」の開催 ● 国の動向及び改正社会福祉法について ● 「京・地域福祉推進指針2014」の進捗状況について ● 「京・地域福祉推進指針2014」の今後の方向性について
5月～6月	各区役所・支所保健福祉センターへヒアリングを実施 ● 保健福祉センターにおける複合的な課題等に対する対応状況等
7月31日	第2回「包括的な支援体制の整備」に係る検討部会の開催 ● 本市における「包括的な支援体制」の整備について ● 次期「京・地域福祉推進指針」骨子(案)について
8月 3日	第3回「包括的な支援体制の整備」に係る検討部会の開催 ● 次期「京・地域福祉推進指針」骨子(案)について ● 本市における「包括的な支援体制」の整備について
9月 6日	京都市社会福祉審議会 平成30年度第1回「地域福祉専門分科会」の開催 ● 次期「京・地域福祉推進指針(仮称)」骨子(案)について
10月10日	第4回「包括的な支援体制の整備」に係る検討部会の開催 ● 総合的な相談支援体制(案)の取組イメージについて
10月19日	第5回「包括的な支援体制の整備」に係る検討部会の開催 ● 次期指針の素案について ● 区地域福祉推進委員会の今後の方向性について
11月 2日	京都市社会福祉審議会(全体会)での報告 ● 「京・地域福祉推進指針」の改定について
12月 7日	京都市社会福祉審議会 平成30年度第2回「地域福祉専門分科会」の開催 ● 専門分科会長及び専門分科会長職務代理者の互選 ● 次期指針(素案)について
平成31年 1月8日～2月7日	次期「京(みやこ)・地域福祉推進指針」(仮称)の策定に関する市民意見募集の実施
3月19日	京都市社会福祉審議会 平成30年度第3回「地域福祉専門分科会」の開催 ● 市民意見募集の結果について ● 京・地域福祉推進指針の最終案について

(※)「包括的な支援体制の整備」に係る検討部会

改正社会福祉法に規定された「包括的な支援体制の整備」に係る検討を行うため、本市関係所属や学識経験者、京都市社会福祉協議会等とワーキングを実施

3. 用語解説

あ行

- **いきいき筋トレ普及推進ボランティア**

健康増進のための運動プログラムや介護予防に関する知識の普及啓発を地域において積極的に実践するボランティア

- **NPO**

福祉、教育、文化、まちづくりなど、様々な社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称で、法に基づき法人格を取得した法人を「NPO（特定非営利活動）法人」という。

か行

- **健康づくりサポーター**

地域において健康づくりに関する知識や技術の普及啓発を実践し、健康づくりの担い手として活動するボランティア

- **高齢サポート（地域包括支援センター）**

本市における地域包括支援センターの愛称。

高齢者に対する様々な支援を行うために本市が委託運営している、市内61箇所の公的な相談窓口。ひとり暮らしの高齢者への訪問活動事業や地域の関係機関と協力、連携し、地域ぐるみで高齢者が安心して暮らせるための地域ネットワークの構築にも取り組んでいる。

- **こころの健康増進センター**

こころの健康相談、精神医療に関する相談、社会復帰相談をはじめとして精神保健福祉全般の相談や、精神に障害のある方への社会参加支援のための業務を行う機関

さ行

- **児童福祉センター**

児童福祉法に基づく行政機関として設置されている児童相談所を中心に、こころや身体の発達に関する相談や診療、障害のある子どもへの療育等を行う施設等が併設されている児童福祉の総合機関

- **社会福祉協議会**

社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的団体として規定され、地域における住民組織と公私の子社会福祉事業関係者などから構成されている民間組織。本市では、市全域を活動範囲とする市社会福祉協議会や各区を活動範囲とする区社会福祉協議会、学区を活動範囲とする学区社会福祉協議会がある。

- **社会福祉充実財産**

社会福祉法人が保有する財産について、毎会計年度、事業継続に必要な財産を控除した上で、再投下可能な財産のこと。

社会福祉法では、社会福祉充実残額と限定されている。

- **障害者相談員**

身体、知的、精神、発達障害のある方とその家族の方の各種相談に応じ、必要な援助を行うとともに、障害のある方に対する理解の促進、地域福祉活動の推進、関係機関の業務への協力等を行っている。

● 障害者地域生活支援センター

身体障害・知的障害・精神障害のある方、難病患者等の方が、「自分が暮らしたい場所で、自分らしい生活」が実現できるよう、地域の関係機関と連携しながら、障害のある方やその家族などの相談や支援を行う機関（本市が運営を委託）

た 行

● 地域介護予防推進センター

高齢者が介護を必要とせずいつまでも元気で暮らせるよう、地域における介護予防の拠点として、本市が市内12箇所で委託運営している機関。地域の身近な会場で専門のスタッフの指導による介護予防プログラム等の提供や介護予防に関する普及啓発、地域での自主的な介護予防に関する活動の支援を行っている。

● 地域子育て支援ステーション

より身近な地域における子育て支援ネットワークの拠点として、京都市内の全ての児童館、保育園（所）及び認定こども園を「地域子育て支援ステーション」に指定し、子育て講座等の開催や子育てに関する情報提供等、子育て中の家庭を対象とした様々な取組を行う。

● 地域リハビリテーション推進センター

身体に障害のある市民に係る専門的な相談・判定のほか、身体の動きに障害のある市民を地域で支えている障害福祉サービス事業者等を支援するとともに、高次脳機能障害のある市民の支援について、専門窓口における相談対応や障害者支援施設における訓練サービス等の提供等を行う専門機関

● 長寿すこやかセンター

高齢者が住み慣れた地域で安心して、いきいきと健やかに暮らせるよう、各種相談をはじめ、認知症（若年性認知症を含む）について正しい理解の普及・啓発、専門職への研修、高齢者にかかる虐待や権利侵害をはじめとした権利擁護事業の推進に取り組む機関

● つどいの広場

子育て中の親子（主に乳幼児を持つ親とその子）が気軽に集い、交流できる場所。保育士経験者等からなる子育てアドバイザーが常駐し、子育て相談に応じるほか、子育て講座などの事業も行っている。

は 行

● ピアカウンセリング

同じ悩みや経験を持つ当事者同士が互いに相談や情報提供を行うこと。

● 保健福祉センター

保健と福祉をより一体的に推進していくため、平成29年5月に全区役所・支所の福祉事務所と保健センターを統合し、従来の保健・福祉別の窓口を市民から分かりやすい6つの相談窓口（「健康長寿推進課」「障害保健福祉課」「生活福祉課」「保険年金課」「子どもはぐくみ室」「医療衛生コーナー（保健福祉局）」）に再編し、「保健福祉センター」として位置付けている。



● 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員であり，地域の身近な相談相手として，福祉に関する相談・援助活動や情報提供を職務とする。民生委員は，地域の児童分野についての相談・援助活動にあたる児童委員を兼ね，特に子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する委員は主任児童委員として，厚生労働大臣から指名される。

※本指針では，民生委員・児童委員及び主任児童委員を「民生児童委員」と記載している。



● 老人福祉員

京都市独自の制度として，市長から委嘱され，主にひとり暮らし高齢者等を訪問し，安否確認，話し相手，関係行政機関・団体との連絡を行い，地域社会において高齢者が安心して日常生活を営むことができるよう活動している。

